

第4次山梨県 男女共同参画計画

～女性が輝く、やまなしが輝く、次のステージへ～
(素案)

山梨県

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 基本理念.....	2
3 計画の性格.....	2
4 計画の期間.....	2
5 計画の進行管理.....	2
第2章 本県の現状と国の動き	3
1 本県の人口の状況.....	3
2 男女共同参画推進の状況.....	5
3 国の動き.....	28
第3章 計画の体系	30
1 基本的な考え方.....	30
2 基本目標.....	31
3 第4次山梨県男女共同参画計画施策体系.....	32
第4章 計画の内容	33
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革.....	33
基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍.....	37
基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり.....	44
基本目標Ⅳ 男女の人権と健康に配慮した社会づくり.....	48
第5章 推進体制	55
付属資料	57
1 第3次計画成果目標達成状況一覧（平成28年9月現在）.....	57
2 男女共同参画に関する国内外の動き.....	60
3 男女共同参画社会基本法.....	64
4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律.....	67
5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律.....	73
6 山梨県男女共同参画推進条例.....	79
7 山梨県男女共同参画推進本部設置要綱.....	82
8 山梨県男女共同参画審議会委員名簿（第8期）.....	84

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、本県では、「男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定）」を踏まえ、平成14年3月に「山梨県男女共同参画推進条例」を制定し、男女の人権の尊重、男女平等の視点及び女性の能力開発の促進を基本的柱とした「山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）（第1次計画）」を策定しました。

その後、平成18年12月に第2次計画を、平成23年2月に第3次計画を策定し、様々な施策を推進してきたところ、男女共同参画への理解は県民に徐々に浸透し、取り組みも広がりを見せてきています。

一方、国では、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、女性のライフステージに対応した活躍支援や、男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備等により、女性が活躍できる環境整備を推進することとされました。

また、平成27年9月には、「女性の力」が必ずしも十分に発揮されていない中で、女性の働く意欲を実現につなげ、ひいては日本の持続的成長を実現し、活力ある社会を維持していくことをねらいとして、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」が施行されました。

更に、平成27年12月に策定された国の「第4次男女共同参画基本計画」では、女性活躍の推進のため、男性中心型労働慣行等の見直しや、多様な働き方の普及などに積極的に取り組むこととされています。

本県においては、今後、リニア中央新幹線の開業等により交通アクセスが格段に強化されることから、豊かな自然や安心して潤いのある子育て環境を持つ本県の魅力を、広く情報発信していくことにより、新たなライフスタイルの確立や、多様な働き方の実現も期待されます。

こうした国や県の状況を踏まえ、山梨に住むすべての男女が共に暮らしやすい社会を実現するため、今後5年間の指針となる「第4次山梨県男女共同参画計画」を策定します。

2 基本理念

「山梨県男女共同参画推進条例」第3条から第7条に掲げる基本理念に基づき、男女共同参画社会の実現を目指します。

- ① 男女の人権の尊重（第3条）
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）
- ⑤ 国際的協調（第7条）

3 計画の性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第1項、「山梨県男女共同参画推進条例」第11条第1項に基づく法定計画であり、本県における男女共同参画の推進に関する基本的な考え方と施策の方向を示すものです。

また、本次計画のうち、第4章の「基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍」「基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり 重点目標1 家庭における男女共同参画の推進」については、「女性活躍推進法」第6条第1項に基づく、本県の「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」と位置づけるものです。

4 計画の期間

計画の期間は、平成29年度（2017年度）から平成33年度（2021年度）までの5年間とします。

5 計画の進行管理

「山梨県男女共同参画推進条例」第20条に基づき、毎年度、施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表します。

第2章 本県の現状と国の動き

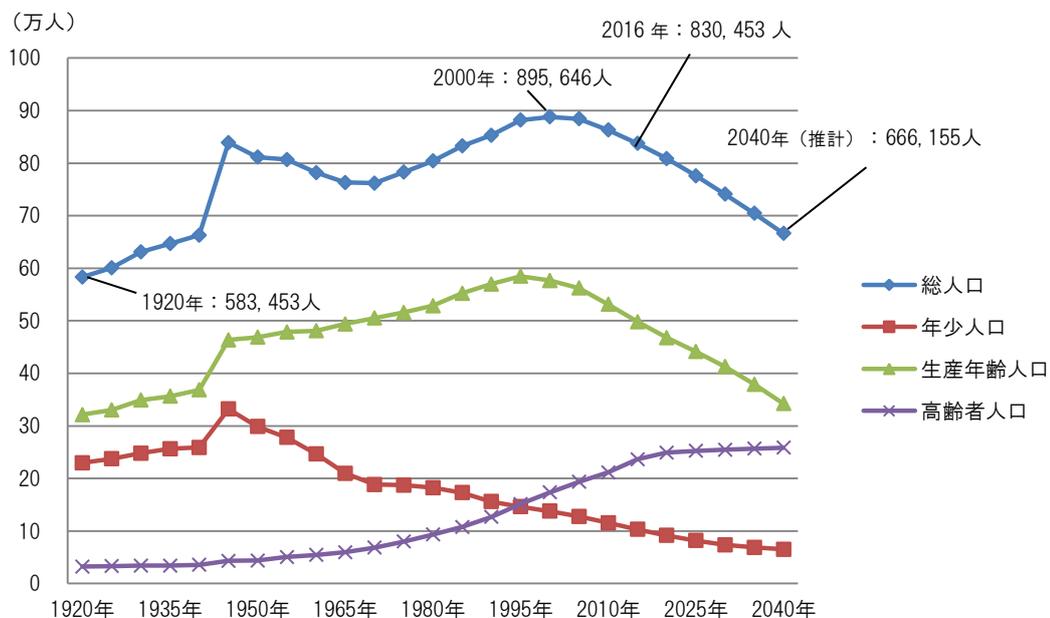
1 本県の人口の状況

① 山梨県の人口

山梨県の人口は2000年9月に月別でのピークを迎え、その後減少に転じており、2016年9月1日現在の推計人口は830,453人となっています。

現状のまま推移した場合、2040年の総人口は約66万6千人になると推計されています。年齢を3区分に分けた場合の人口の推移では、特に年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）の減少が著しく、高齢者人口（65歳以上）の増加が顕著です。〈図1〉

【図1：人口の推移（山梨県）】



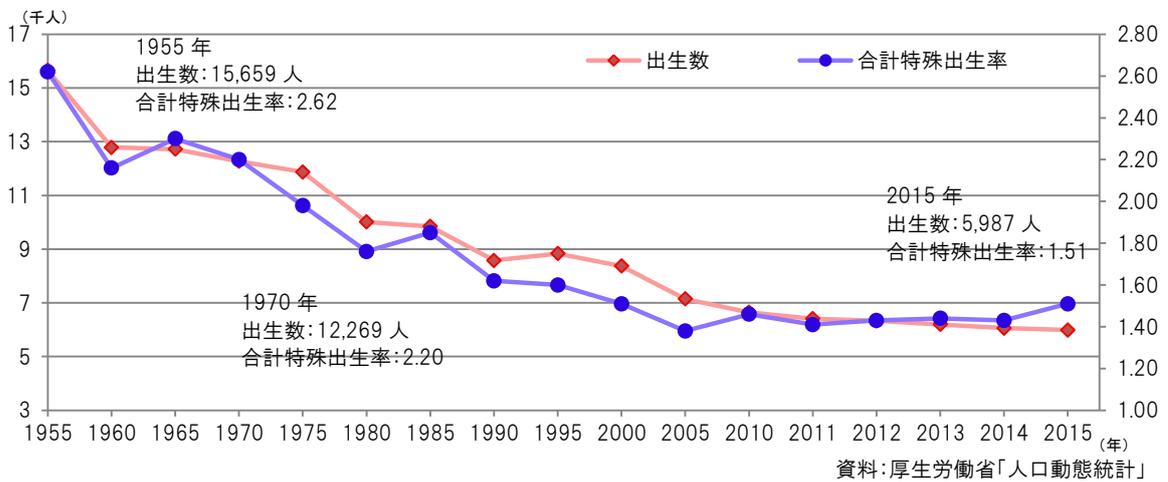
資料：山梨県「山梨県まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」

② 山梨県の出生数・合計特殊出生率

本県の合計特殊出生率は、2015年で1.51となっており、全国の1.45を上回っているものの<図2>、人口置換水準^{*}である2.07を下回っており、少子化が進行することが懸念されます。

※人口置換水準…一定の死亡の水準の下で、人口が長期的に増えも減りもせず一定となる出生の水準。

【図2:出生数・合計特殊出生率の推移(山梨県)】



まとめ

人口減少と少子高齢化の進行により、労働力人口の減少や、地域社会の担い手不足が生じ、地域の活力が失われるなど、様々な影響が懸念されます。

このため、男女が性別や年齢に関わりなく、社会参画を進めることが重要となります。

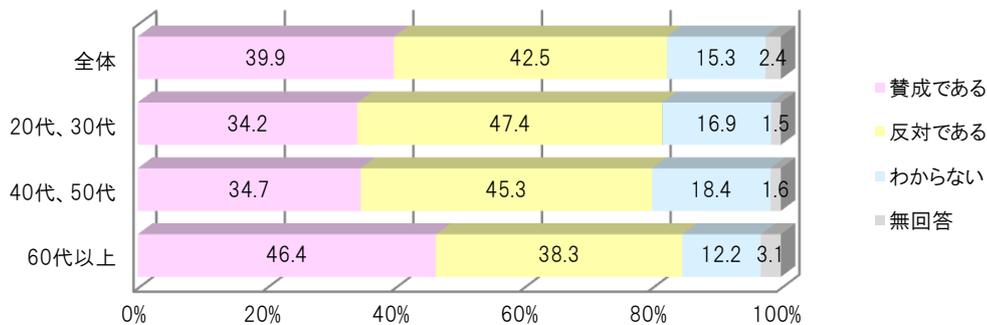
2 男女共同参画推進の状況

(1) 男女共同参画に関する意識

① 性別による固定的役割分担意識

「平成 27 年度男女共同参画に関する県民意識・実態調査」（以下、「県民意識・実態調査」という。）によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に肯定的な人は、60 代以上の高齢者層は 46.4%であるのに比べ、20・30 代が 34.2%、40・50 代が 34.7%と、10 ポイント以上低くなっています。〈図 3〉

【図3:「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方(山梨県)】



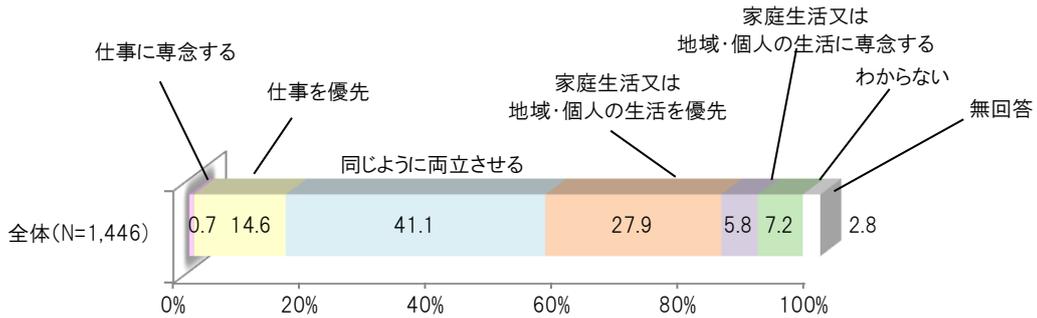
資料:県民生活・男女参画課「平成 27 年度県民意識・実態調査」

② 仕事と生活の優先度

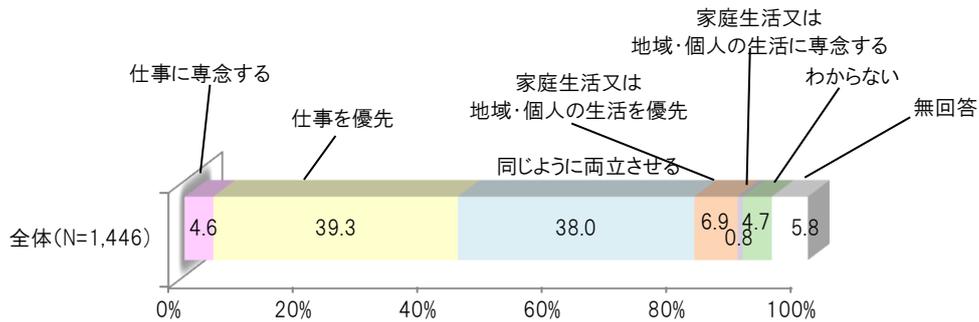
「仕事」と「生活」の優先度については、女性に対しては「仕事と生活は同じように両立させる」を理想と考える人の割合は 41.1%と最も高く、男性に対しては「仕事を優先」を理想と考える人の割合は 39.3%と最も高くなっており、性別によって固定的に捉える傾向にあります。また、現実の状況についても理想と同様に男性は「仕事」、女性は「仕事と生活の両立」を優先する人の割合が最も高くなっています。〈図 4〉

【図4:「仕事」と「生活(家庭生活又は地域・個人の生活)」の優先度(山梨県)】

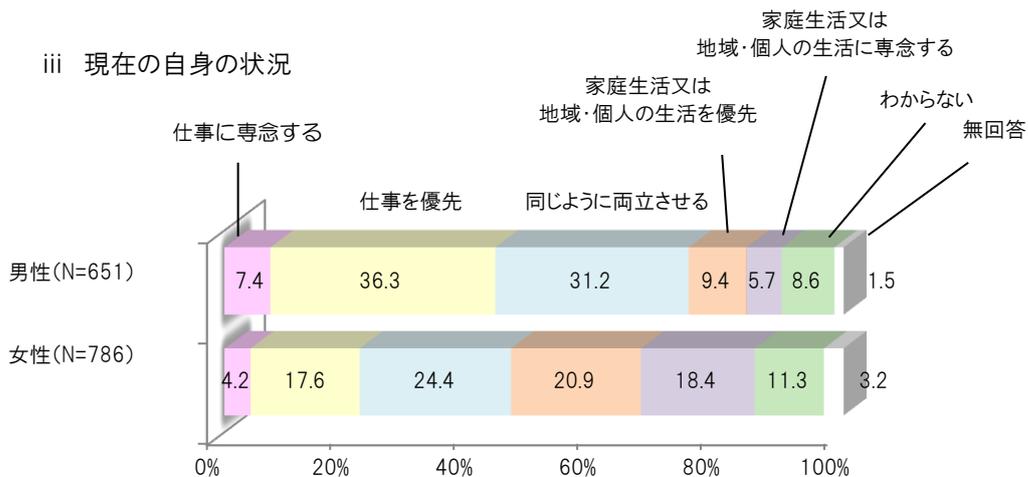
i 女性に対する理想



ii 男性に対する理想



iii 現在の自身の状況

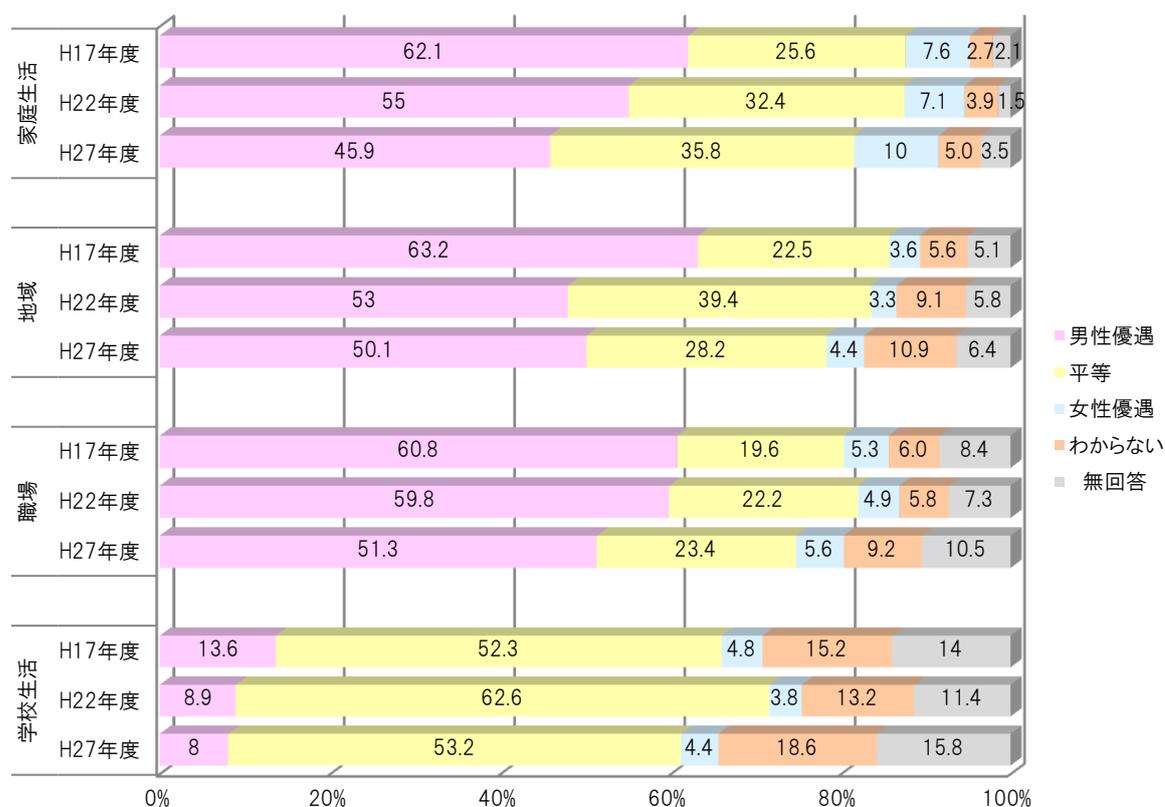


資料: 県民生活・男女参画課「平成 27 年度県民意識・実態調査」

③ 男女の平等感

男女の地位の平等感について、平成 27 年度に「男性優遇」と認識している人の割合は、家庭生活においては 45.9%、地域においては 50.1%、職場においては 51.3%などとなり、まだ約半数の割合で「男性優遇」と認識していますが、いずれの場においても 10 年前、5 年前に比べてその割合は減少しています。〈図 5〉

【図5:男女の平等感(山梨県)】



資料：県民生活・男女参画課「平成 27 年度県民意識・実態調査」

＜第3次計画 基本目標1 男女共同参画社会を形成するための意識改革＞
の成果目標達成状況

男女共同参画社会を形成するため、あらゆる機会を通じて普及啓発を図ってきたところ^{※2}「男女共同参画社会」という用語も少しずつ周知されてきています。

また、学校現場におけるキャリア教育の推進により、^{※3}就業体験・医療体験等の教育を受ける生徒数の増加や、女性の活躍支援情報を提供する^{※6}応援サイトのアクセス数の増加など、男女共同参画に関する理解や関心は徐々に浸透してきており、一定の成果が現れてきています。

(抜粋)

項目※	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
2 「男女共同参画社会」という用語の周知度	72.4% (H22)	100% (H28)	74.2% (H27)	△
3 就業体験・医療体験・福祉体験等を実施している高校生の割合	40.0% (H22)	45.0% (H26)	56.0% (H26)	◎
6 やまなし女性の応援サイトへのアクセス数	709,537件 (H22)	1,320,000件 (H28)	1,929,770件 (H27)	◎

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下

まとめ

男女共同参画に関する意識については、性別による固定的役割分担意識に関して、若い世代の意識に変化が見られ、また、家庭・地域・職場・学校生活いずれの場においても「男性優遇」という認識を持つ人の割合は減少してきています。

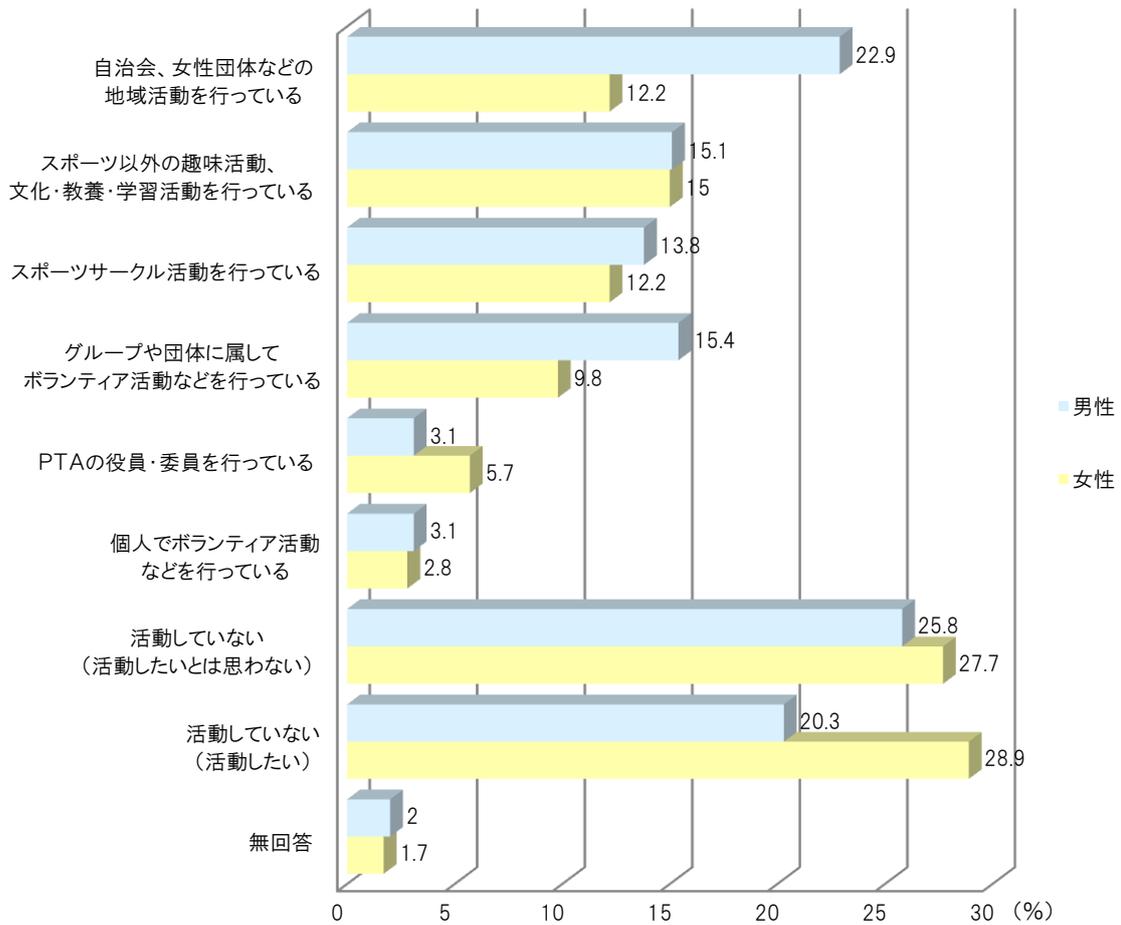
今後も、性別による固定的役割分担意識の解消や、男女平等意識を高める等、あらゆる世代における意識改革をより一層推進していく必要があります。

(2) 地域社会や家庭

① 地域における活動

自治会等の地域活動を行っている人の割合は、男性が22.9%なのに対し、女性が12.2%で、男性の方が10ポイント以上高い状況です。また女性は、活動したいのに活動していないと回答した割合が、男性に比べ高くなっています。〈図6〉

【図6:仕事以外に家庭の外で行っている活動(山梨県)】

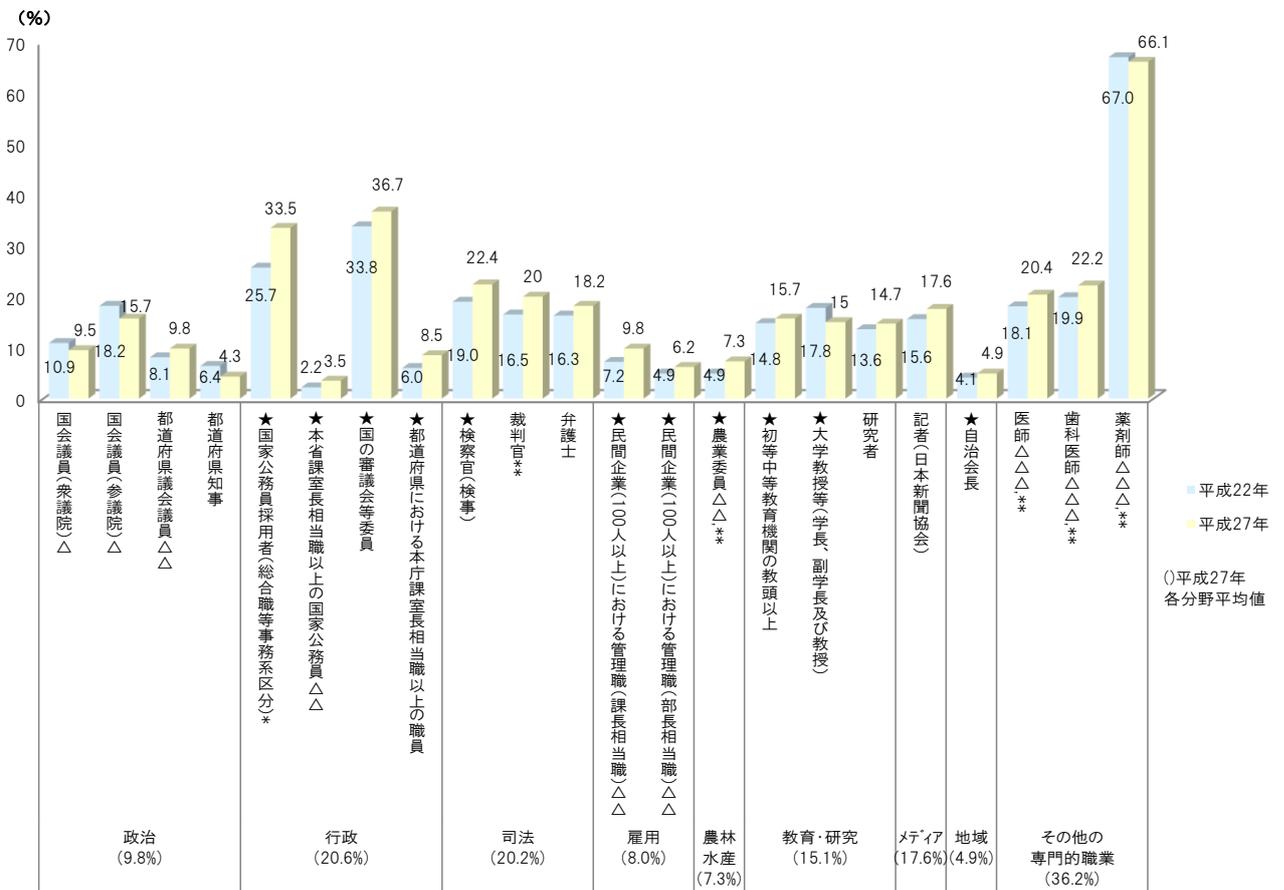


資料:県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

② 各分野における指導的地位に占める女性の割合

各分野における指導的地位に占める女性の割合は、5年前と比べると増加している分野が多くなっているものの、地域、民間企業における管理職や政治の分野では他の分野に比べて依然として低い状況です。〈図7〉同様に、本県の管理的職業従事者に占める女性の割合も低い状況が続いています。

【図7:各分野における「指導的地位」に女性が占める割合(全国)】

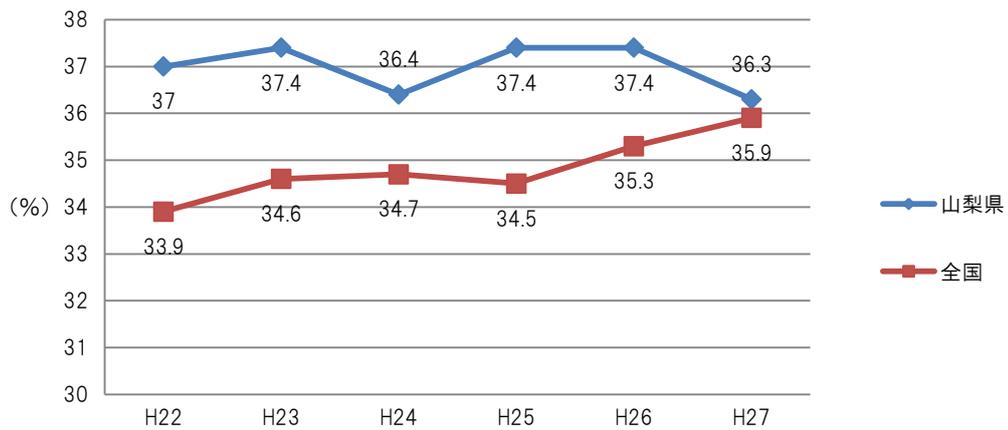


1. 内閣府「平成23年版男女共同参画白書」、「平成28年版男女共同参画白書」より一部情報を更新。
 2. 原則として平成22,27年値。△は23年値、△△は21年値、△△△は平成20年値。但し*は28年値、**は26年値。
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において該当項目が成果目標として掲げられているもの。

資料:内閣府「平成 23,28 年版男女共同参画白書」

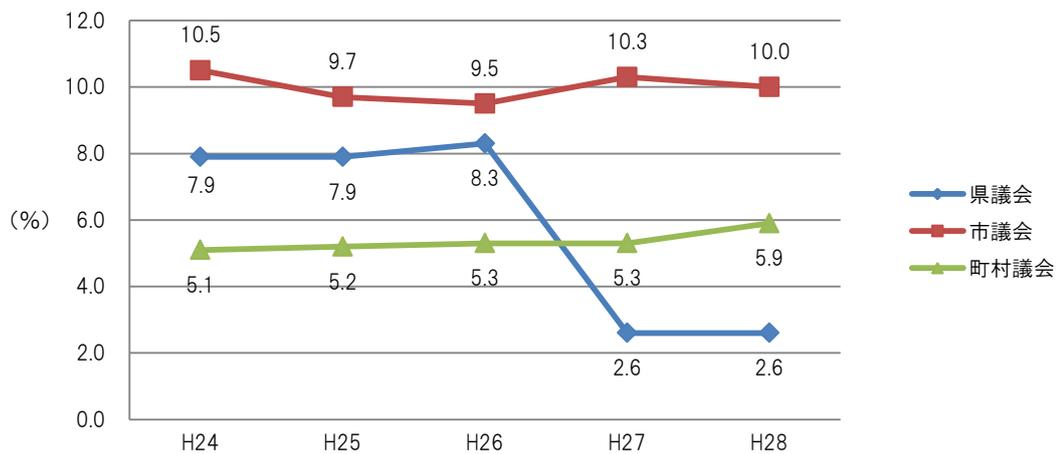
平成 27 年度における本県の審議会等委員への女性の登用状況は 36.3%です。〈図 8〉
 また、平成 28 年度の地域議会議員に占める女性の割合は、市議会が最も多く 10%ですが、
 町村議会が 5.9%、県議会が 2.6%でいずれも低い状況です。〈図 9〉

【図8:審議会等委員への女性の登用状況(全国、山梨県)】



資料:内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査」

【図9:地域議会議員に占める女性の割合(山梨県)】

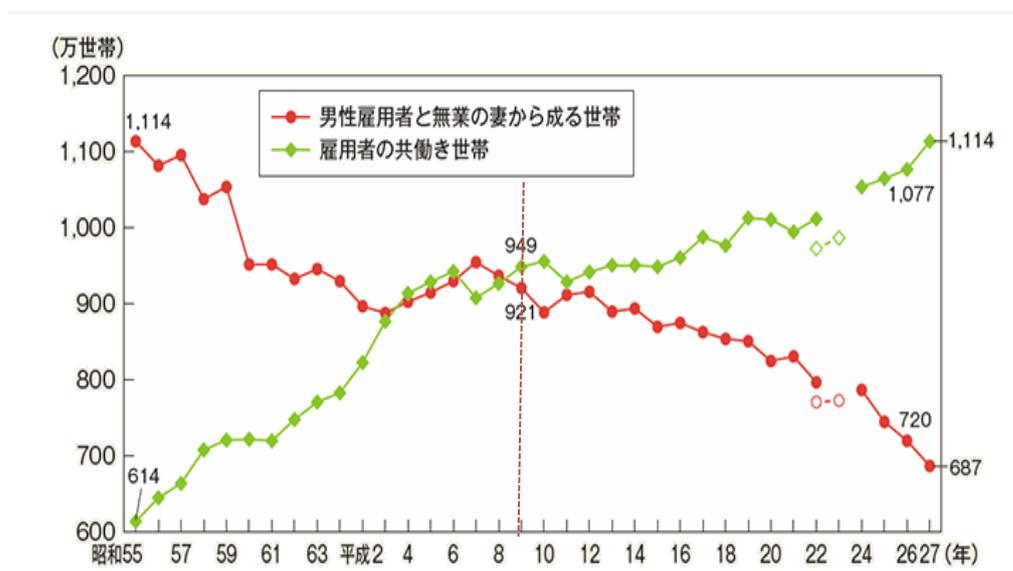


資料:県民生活・男女参画課調べ

③ 共働き世帯の推移

共働き世帯は年々増加しており、平成9年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回りました。〈図10〉また、本県の共働き世帯数についても、男性雇用者と無業の妻からなる世帯数を上回っています。

【図10: 共働き世帯数の推移(全国)】

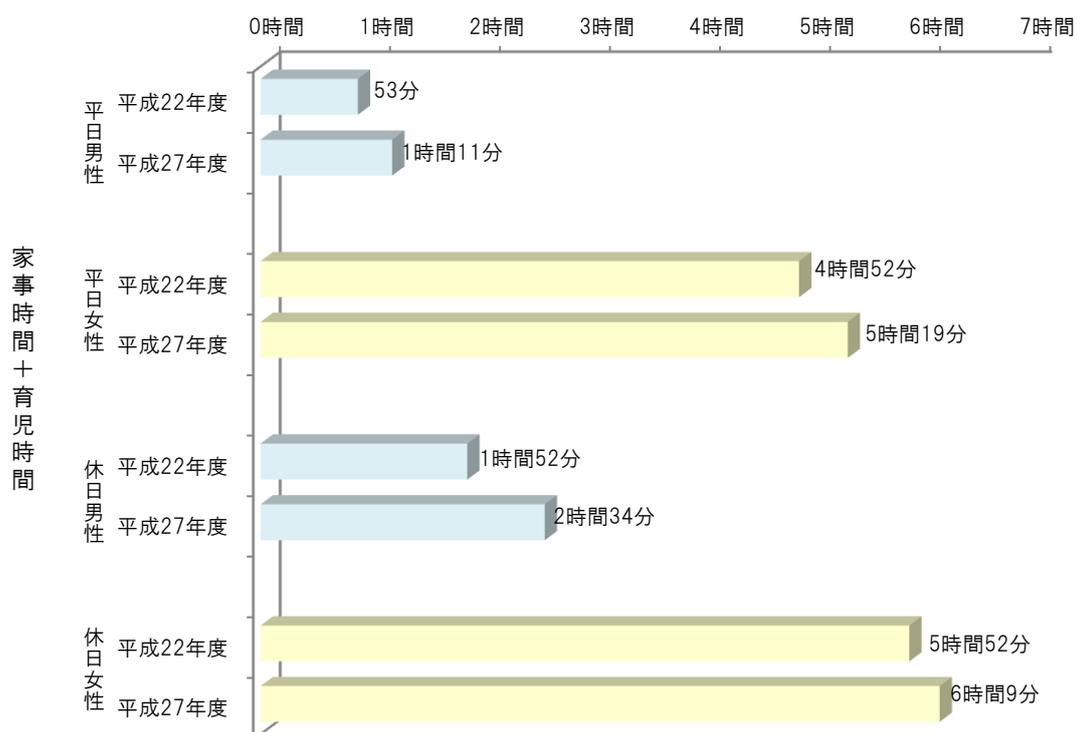


資料: 内閣府「平成28年版男女共同参画白書」

④ 家事・育児に費やす時間

1日のうちで家事・育児に費やす平均時間は、平成27年度は平日と休日のいずれも、女性は男性より約4時間長い状況ですが、5年前に比べると、男性は平日で約20分、休日で約40分長くなっており<図11>、男性の家庭参画が徐々に進んでいる状況が窺えます。

【図11:1日の内で家事、育児に費やす平均時間(山梨県)】



資料:県民生活・男女参画課「平成27年度県民意識・実態調査」

<第3次計画 基本目標2 男女共同参画による豊かな地域社会づくり>
の成果目標の達成状況

※7 県の審議会等委員への女性の登用率は低く、自治会長に占める女性の割合や議会推薦※27による女性農業委員数も進捗があまり見られません。また、男性の育児休業取得率等も低い状況ですが、起業家セミナー等女性のための人材育成講座や父親の家庭教育参加の促進を図るためフォーラムへの参加者数については年々増加しており、地域社会において、男女ともに男女共同参画に対して関心をもつ人が増えていることが窺えます。

(抜粋)

項目※	基準値	目標値	現状値又は目標年度値	評価
7 県の審議会等委員への女性の登用率	37.4% (H22)	40.0% (H28)	36.3% (H27)	×
11 人材育成講座の実施回数	5回 (H22)	25回 (H24~H28)	38回 (H24~H27)	◎
12 自治会長に占める女性の割合	1.6% (H22)	5.0% (H28)	2.8% (H27)	△
16 男性の育児休業取得率(県職員)	0.6% (H22)	5.0% (H26)	0.3% (H26)	×
18 父親の家庭教育参加の促進を図るため開催されるフォーラムへの参加人数	1,614人 (H22)	1,800人 (毎年度)	1,995人 (毎年度)	◎
27 議会推薦による女性農業議員数	14人 (H22)	27人 (H28)	16人 (H27)	△

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下

まとめ

地域社会においては、自治会等の地域活動への女性の参画はあまり進んでおらず、地域や政治の分野等では指導的地位に占める女性の割合も依然として低い状況です。一方、共働き世帯は年々増加しており、男性雇用者と無業の妻からなる世帯を上回っています。また、男性の家事・育児等に費やす時間は、女性より大幅に少ないですが、近年増加傾向にあります。

このため、男女共同参画の推進を担う人材の育成を図り、あらゆる分野において女性の参画を推進し、女性の積極的な登用を促進していく必要があります。

また、家事・育児等家庭における男性の参画をより一層促進していくことも重要です。

(3) 男女の働き方

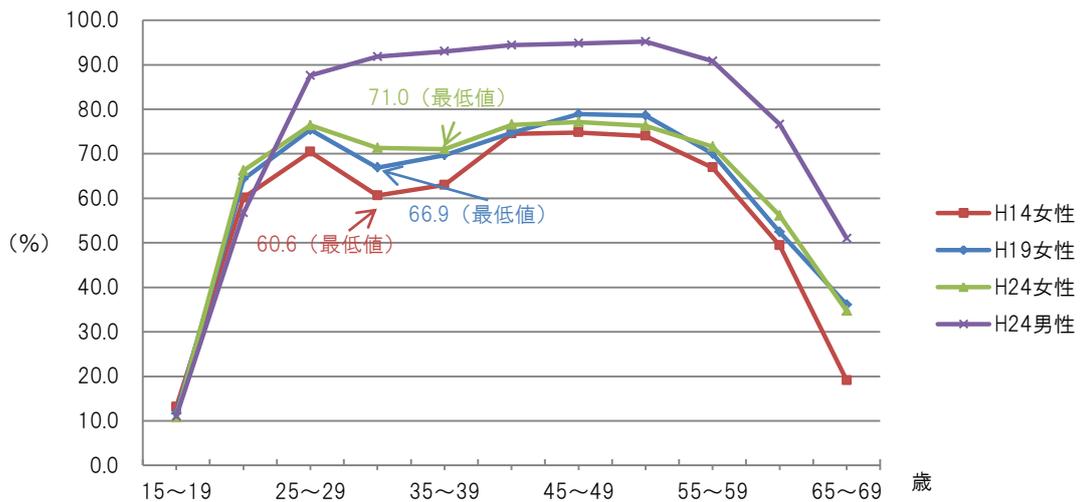
① 女性の働き方

本県の女性の年齢階級別有業率は、男性が台形を描くのに対し、女性は30代後半を谷とする「M字カーブ」を描いており、そのカーブは以前に比べると浅くなってきています。M字の底となる年齢階級は上昇しており、平成14年は30～34歳（60.6%）がM字の底となっていたましたが、平成24年では35～39歳（71.0%）が底となっています。

<図12>

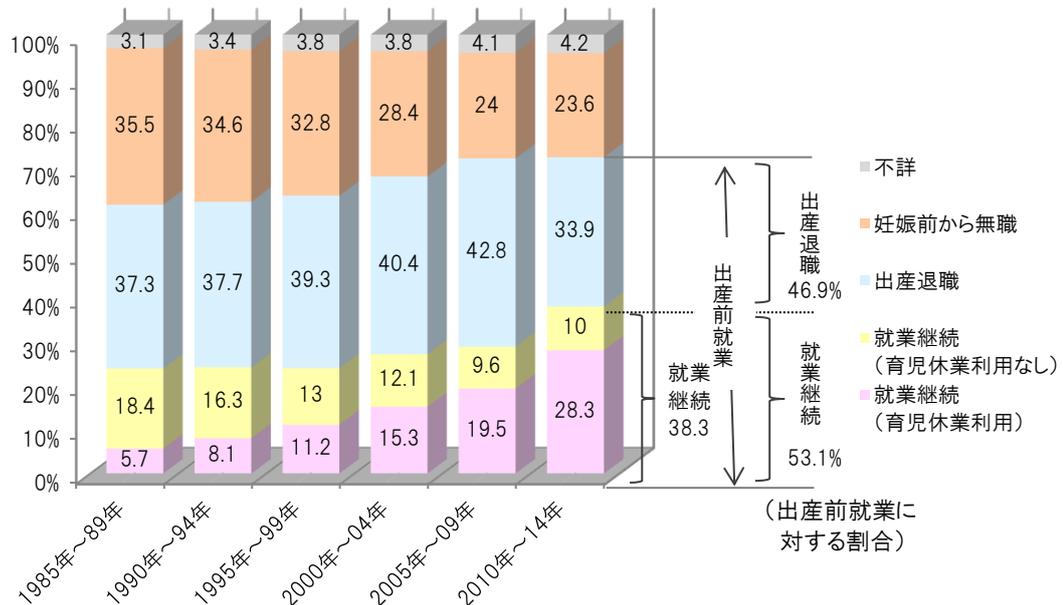
また、全国で第1子出産後も仕事を続けている女性の割合は1985年以降40%前後で推移していましたが、2010～14年に第1子を出産した後も働き続けている女性は53.1%と初めて半数を超えました。<図13>

【図12:女性の年齢階級別有業率の推移(山梨県)】



資料:総務省「平成14年、19年、24年就業構造基本調査」

【図13: 第1子出生年別にみた、第1子出産前後の妻の継続就業割合の変化(全国)】



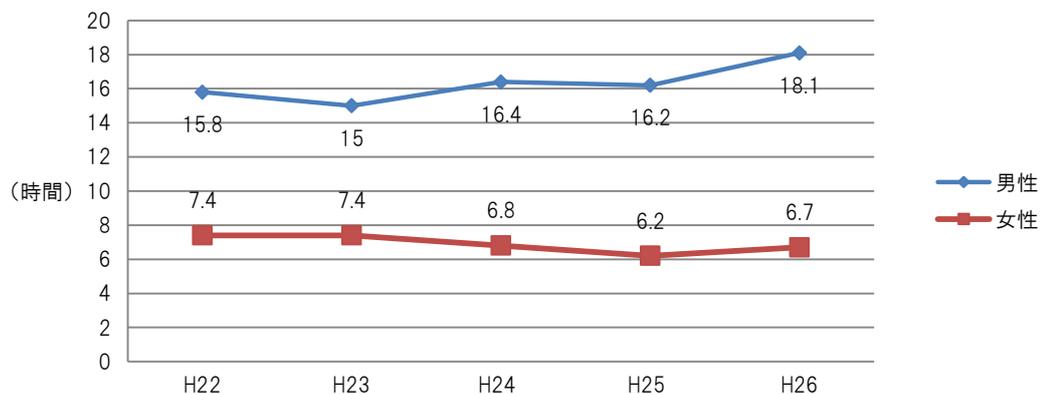
注: 対象は第1子が1歳以上15未満の初婚同士の夫婦。第12回～15回調査の夫婦を合わせて集計した(客対数12,719)。就業変化は、妻の妊娠判明時と子ども1歳時の従業上の地位の変化をみたもの。

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(夫婦調査)」

② 男性の働き方

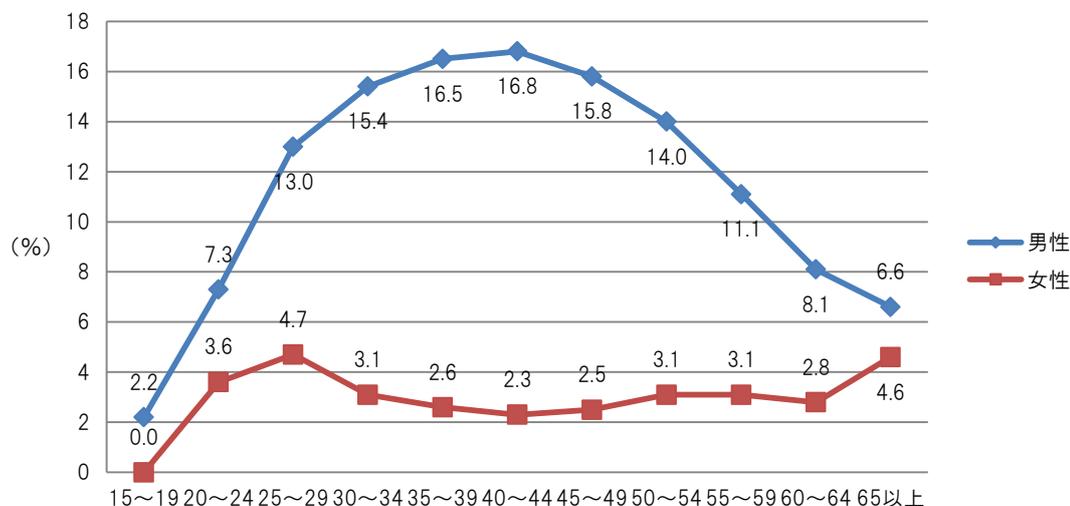
本県労働者の一人あたりの1ヶ月の所定外労働時間は、平成26年では男性が18.1時間、女性が6.7時間で、2倍以上の開きがあります。＜図14＞また、週労働時間が60時間以上である人の割合は、全国的に全ての年代で女性より男性の方が高く、特に子育て世代である30代から40代の割合が他の年代に比べて高くなっています。＜図15＞このことについては、本県でも同様の傾向がみられます。

【図14: 1ヶ月あたりの所定外労働時間の推移(年平均)(山梨県)】



資料: 県民生活・男女参画課調べ

【図15:週労働時間が60時間以上の従業者の割合(全国)】



資料:総務省「平成 27 年労働力調査」

③ 夫の家事・育児時間と出生数

夫が休日に家事・育児に費やす時間が全くない家庭では、第2子以降の出生がある家庭の割合は14.0%ですが、夫が家事・育児に費やす時間が長くなるほど第2子以降の出生割合は高くなり、6時間以上の家庭では76.5%と最も高くなっています。〈図16〉

【図16:夫の休日の家事・育児時間別にみた平成14年から平成24年の第2子以降の出生状況(全国)】

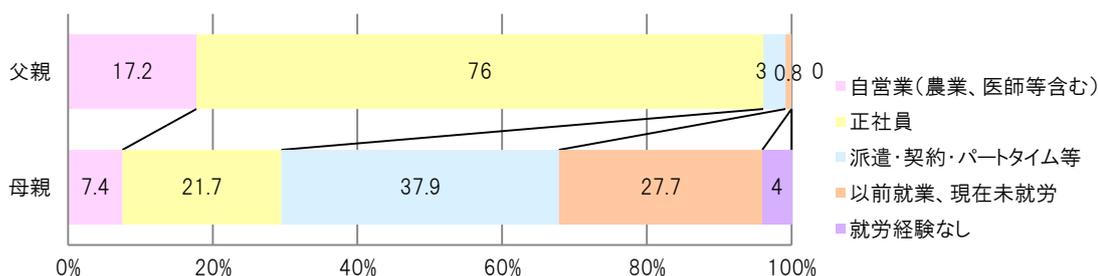


資料:内閣府「平成 27 年版 少子化社会対策白書」

④ 保護者の就労状況

本県の小学生以下の子どもを育てる保護者へのアンケート調査によると、保護者の就労状況は、父親の就労状況の内訳は自営業 17.2%、正社員 76.0%、派遣・契約・パートタイム等 3.0%であり、母親は、自営業 7.4%、正社員 21.7%、派遣・契約・パートタイム等 37.9%、となっています。〈図 17〉

【図17:保護者の就労状況(山梨県)】



資料:山梨県「やまなし子育て支援プラン後期計画中間評価～県民アンケート調査結果報告書～」(平成 25 年 3 月)

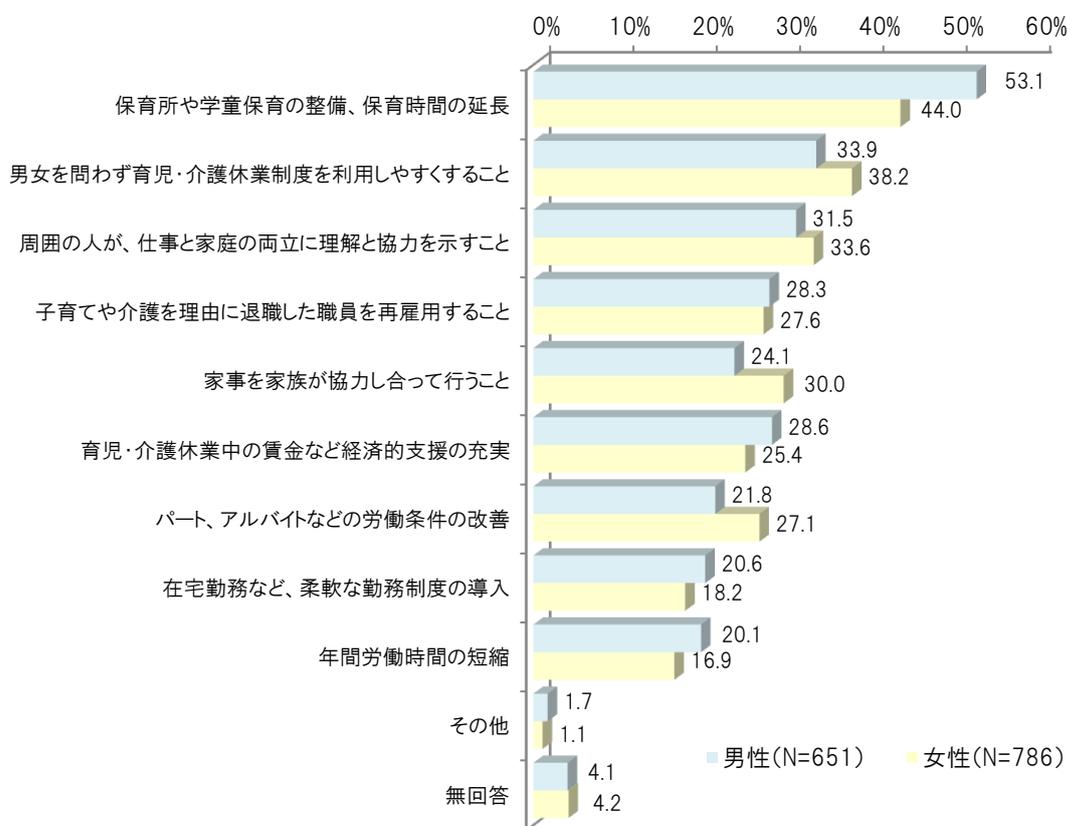
⑤ 家庭と仕事の両立に必要な環境整備

男女が仕事と家庭を両立するために必要とされる環境整備については、「保育所や学童保育の整備、保育時間の延長」を望む意見が男女ともに最も多く、続いて「育児・介護休業制度が利用しやすい職場環境の整備」「周囲の人の理解と協力」となっています。

〈図 18〉

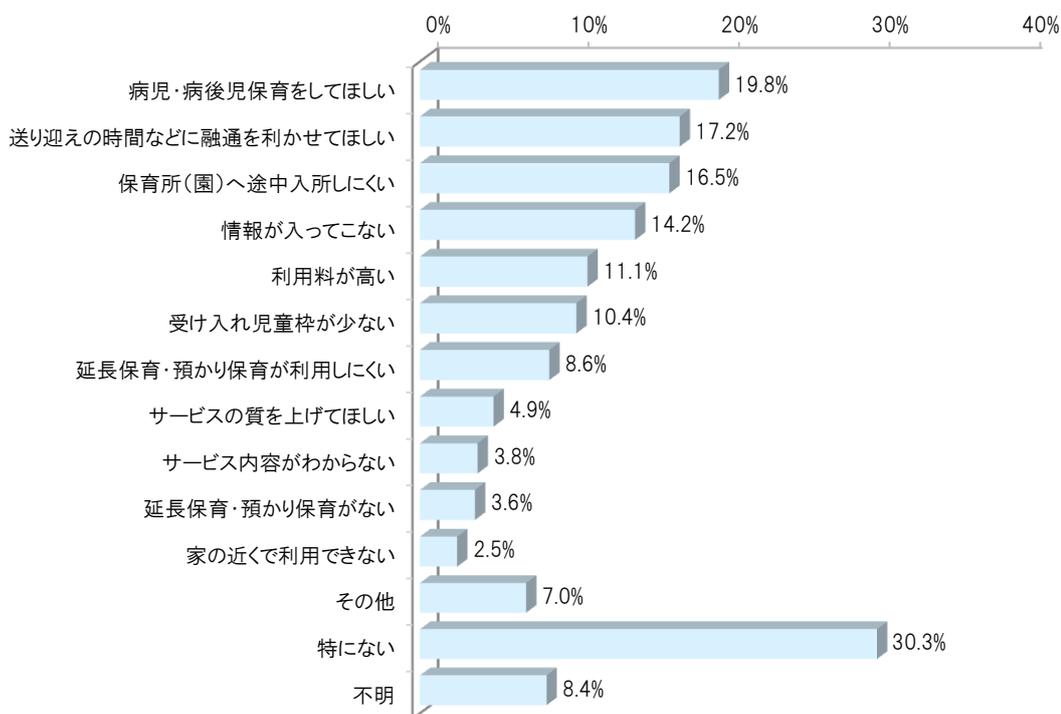
また、子育て支援事業に対する要望については、「病児・病後児保育」を望む意見が 19.8%と最も多く、次いで「送り迎えの時間などに融通を利かせてほしい」「保育園(所)へ途中入所ににくい」の順となっています。〈図 19〉

【図18:男女が共に家庭生活と仕事等の活動と両立していくために、必要な環境整備(山梨県)】



資料:県民生活・男女参画課「県民意識・実態調査」

【図19:子育て支援事業に対する不満や要望(山梨県)】



資料:山梨総合研究所「平成27年山梨県子育て環境に関する県民アンケート調査報告書」

＜第3次計画 基本目標3 男女がいきいきと働くことができる環境づくり＞
の成果目標の達成状況

※30 男女いきいき・輝き宣言登録した企業数が年々増加していることに見られるように、ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業は徐々に増えてきていると考えられます。

また、保護者の就労形態に応じた保育サービスの提供に努めてきたことから、※37 放課後児童クラブの利用人数は増加しており、働く女性を支援する環境が整ってきている状況です。

(抜粋)

項目※	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
30 男女いきいき・輝き宣言企業登録数	66 企業 (H22)	126 企業 (H28)	129 企業 (H27)	◎
37 放課後児童クラブの実施 クラブ数・利用人数	209 か所 (H22)	224 か所 (H26)	217 か所 (H26)	△
	7,870 人 (H22)	8,231 人 (H26)	8,707 人 (H26)	◎

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下。

まとめ

第1子出産後も継続して働く女性の割合は増加しており、財政的な負担を減らすため、平成28年度から、第2子以降の3歳未満児の保育料無料化を実施するなど、仕事と家庭を両立する環境は徐々に整備されています。一方、男性の所定外労働時間は女性の2倍以上で、特に子育て期の男性の所定外労働時間は他の年代より多いなど、男性中心型労働慣行が続いています。

このため、男性中心の働き方の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスをより推進することで、安心して子育てをしながら就業継続できるよう、子育て支援サービスを含めた働く環境の整備の充実を図る必要があります。

(4) 男女の人権と健康

① 女性に対する暴力の状況

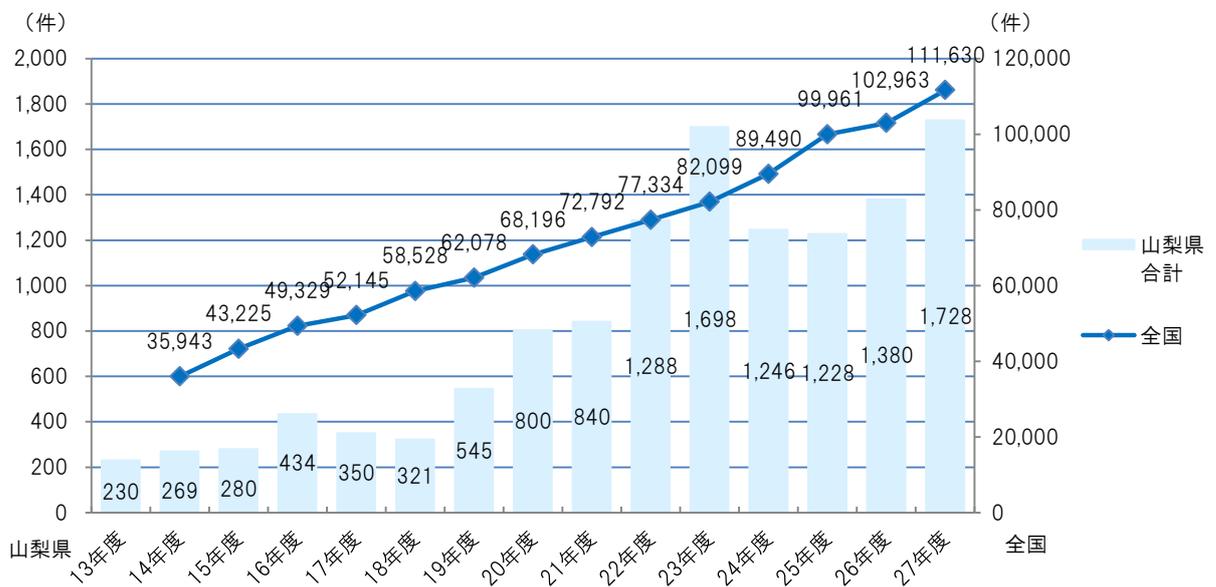
平成27年度の本県の配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数は1,728件で、5年前の約1.3倍、10年前の約5倍と、増加している状況にあります。〈図20〉

また、夫婦間の身体的・性的暴力については6割以上の方が暴力であると考えている一方、何を言っても長期間無視し続ける、交友関係や電話を細かく監視する等の精神的暴力については、暴力であると認識している人が半数に満たない状況です。〈図21〉

さらに、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人のうち、だれかに相談したという人の割合は半数以下であり、専門機関である配偶者暴力相談支援センターに相談した人はほとんどいないという状況です。〈図22〉

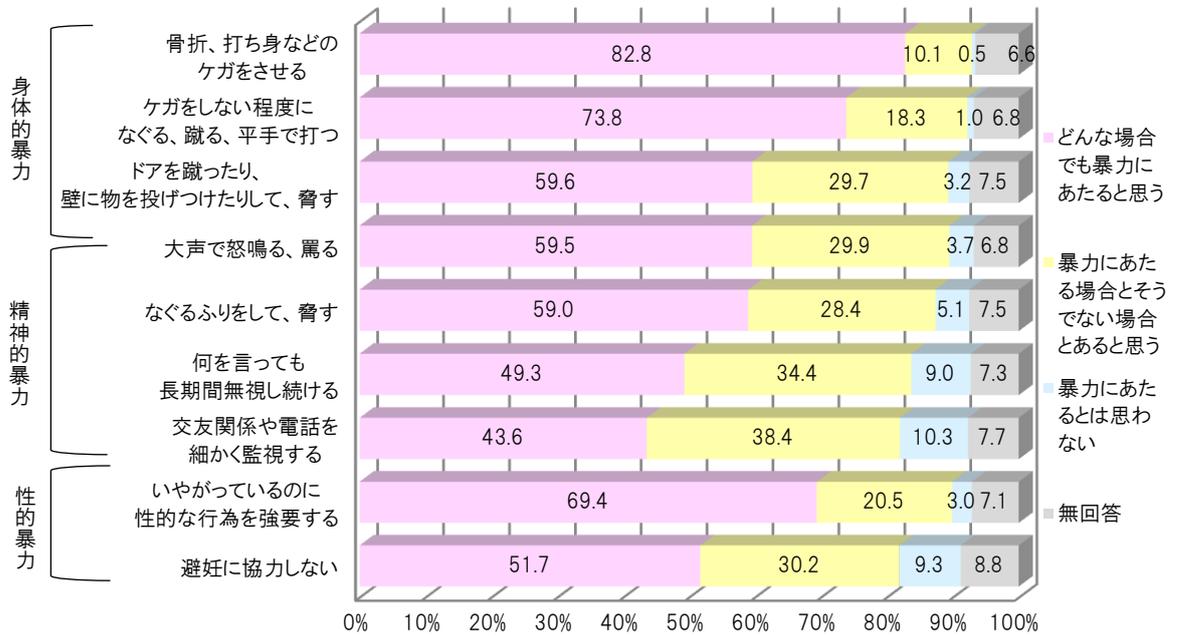
また、近年、メディアによる有害情報の氾濫や、スマートフォンやSNSの普及により、これを利用した交際相手からの暴力、性犯罪、売買春等の被害も増加する等、女性に対する暴力は多様化してきています。

【図20:配偶者暴力相談支援センターにおけるDV相談件数の推移(全国、山梨県)】



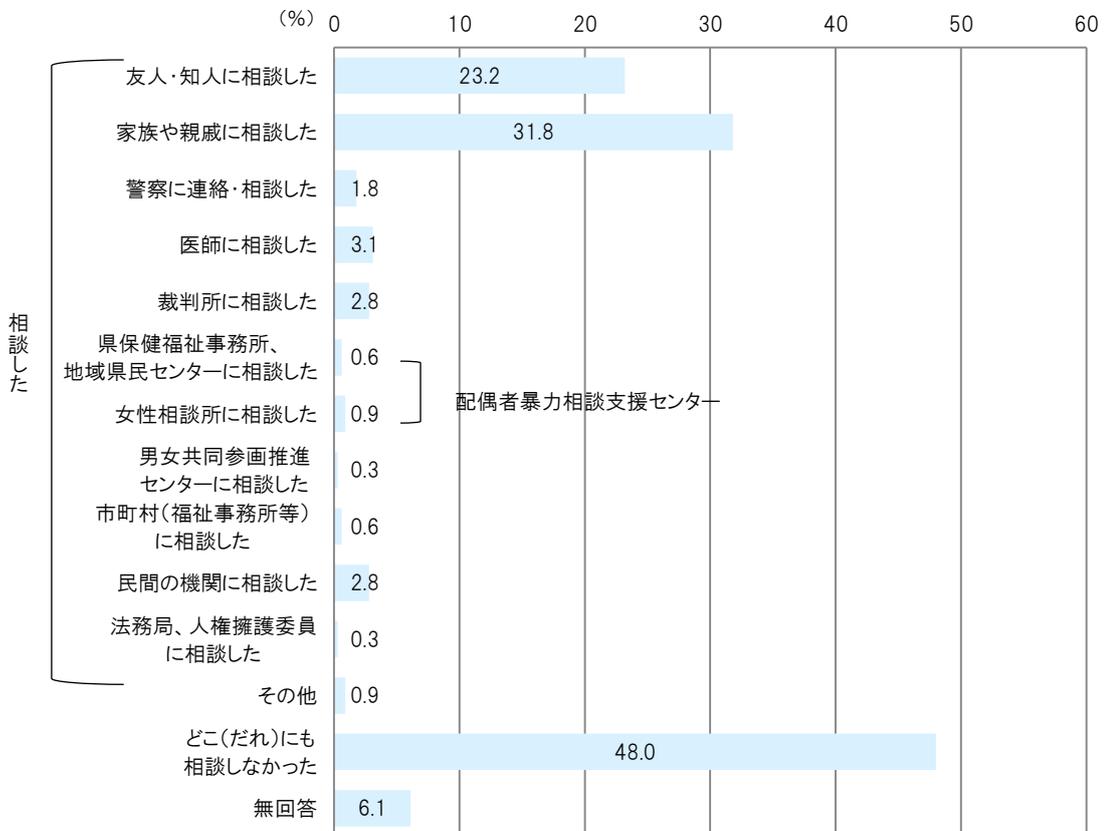
資料:県民生活・男女参画課調べ

【図21：夫婦間で暴力だと思う行為(山梨県)】



資料：県民生活・男女参画課「平成 27 年度県民意識・実態調査」

【図22：配偶者からうけた暴力の相談先(山梨県)】



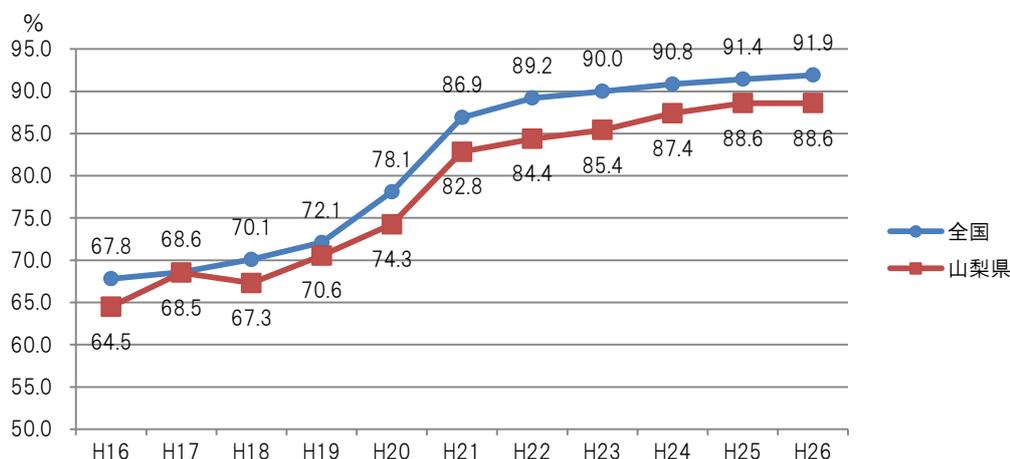
資料：県民生活・男女参画課「平成 27 年度県民意識・実態調査」

② 妊娠・出産等に関する状況

市町村においては、妊婦等に対する早期の妊娠届出の勧奨や妊婦検診等の保健サービスの推進を行っていますが、本県の妊娠11週以下での届出率はここ数年ほぼ横ばいで、全国平均を下回っており<図23>、妊婦健康診査受診率も100%には達していない状況です。

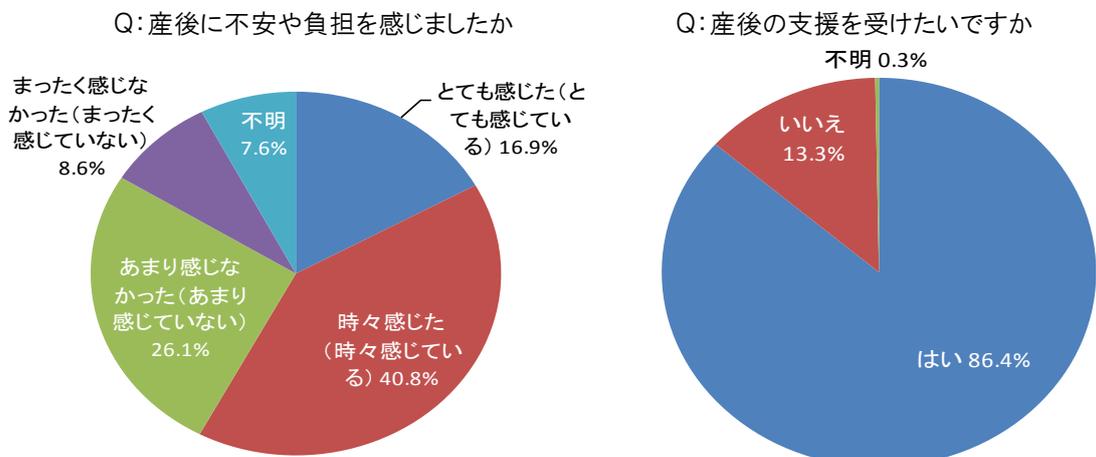
また、「平成25年産後の母親支援に関するアンケート」結果によると、約6割の母親は産後に不安や負担を感じています。さらに、9割近くの人が産後の支援を受けたいと回答し<図24>、年齢が上がるにつれてその割合が上昇する傾向があります。<図25>

【図23:妊娠11週以下での妊娠の届出率の推移(全国、山梨県)】



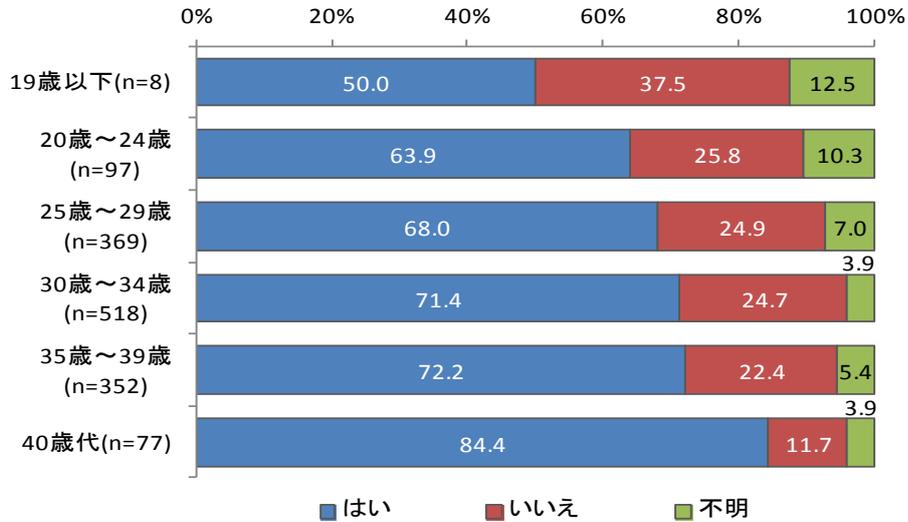
資料:厚生労働省「平成26年度地域保健・健康増進事業報告」

【図24:産後の不安感・負担感、産後の支援の必要性(山梨県)】



資料:健康増進課「平成25年産後の母親支援に関するアンケート」

【図25:年齢と支援の希望】産後の支援を受けたいですか(年齢別)



資料:健康増進課「平成25年産後の母親支援に関するアンケート」

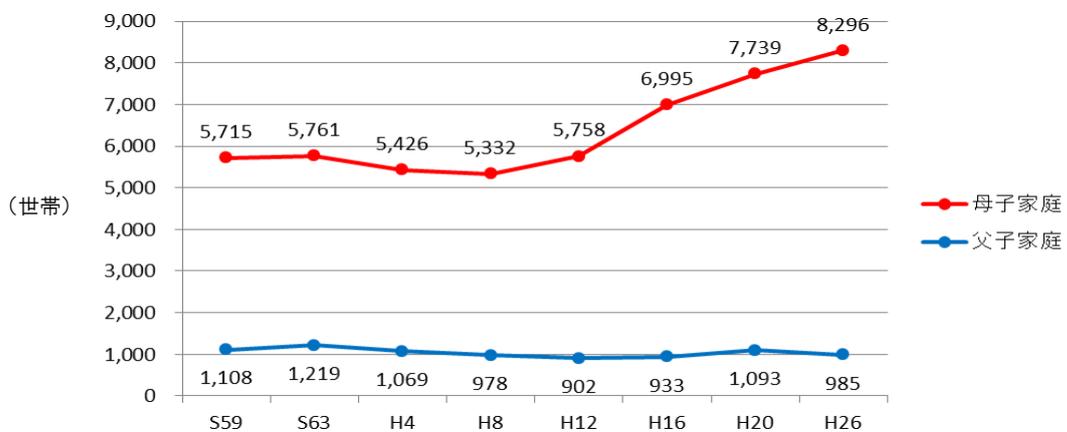
③ 生活上困難を抱えた人々の状況

<ひとり親家庭>

ひとり親世帯のうち、平成12年以降、父子家庭世帯数はほぼ横ばいですが、母子家庭世帯数は急激に増加しており平成26年は過去最多となっています。<図26>

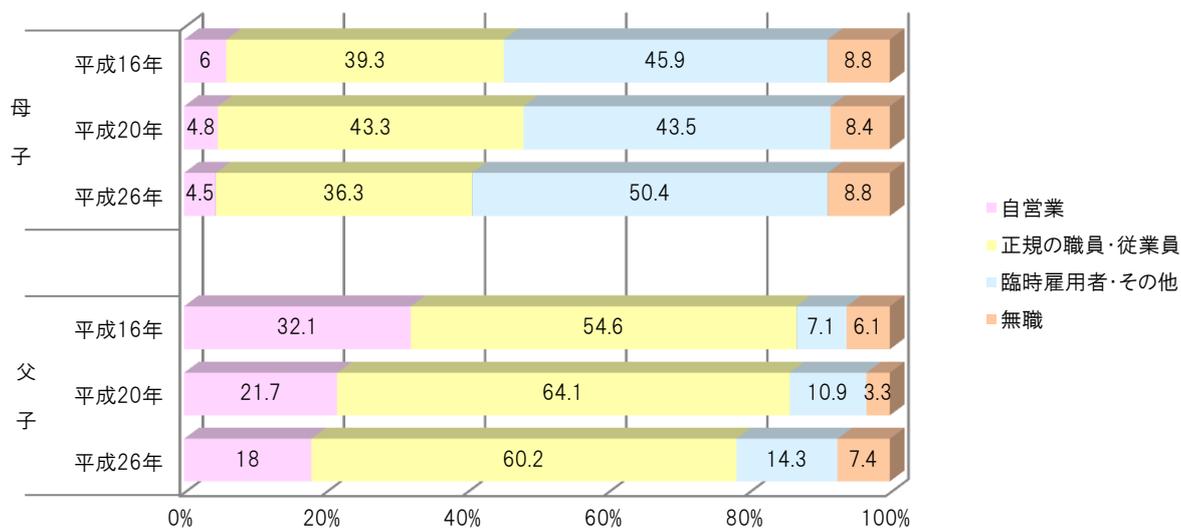
また、就労状況については、平成26年は母子家庭が「臨時雇用者」が50.4%と半数を超えているのに対し、父子世帯では、「正規の職員・従業員」が60.2%であり、父子家庭と母子家庭に違いが見られます。<図27>

【図26:ひとり親世帯数の推移(山梨県)】



資料:子育て支援課「平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査」

【図27:母子・父子世帯の就労状況の推移(山梨県)】



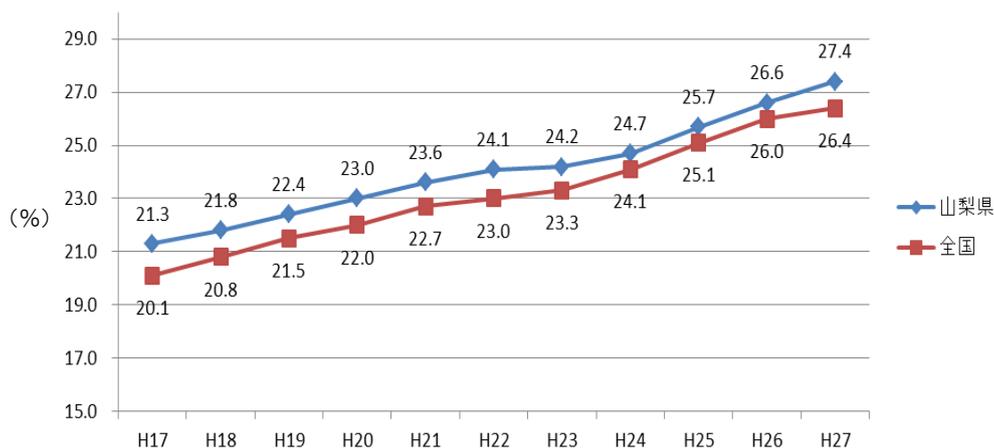
資料:子育て支援課「平成26年度山梨県ひとり親家庭等実態調査」

<高齢者>

本県の65歳以上の高齢者人口は近年増加しており、平成27年度の高齢化率は27.4%であり、全国平均の26.4%を上回っています。<図28>また、65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者も年々増加しており、男女別では、女性の比率が69.1%と高くなっています。

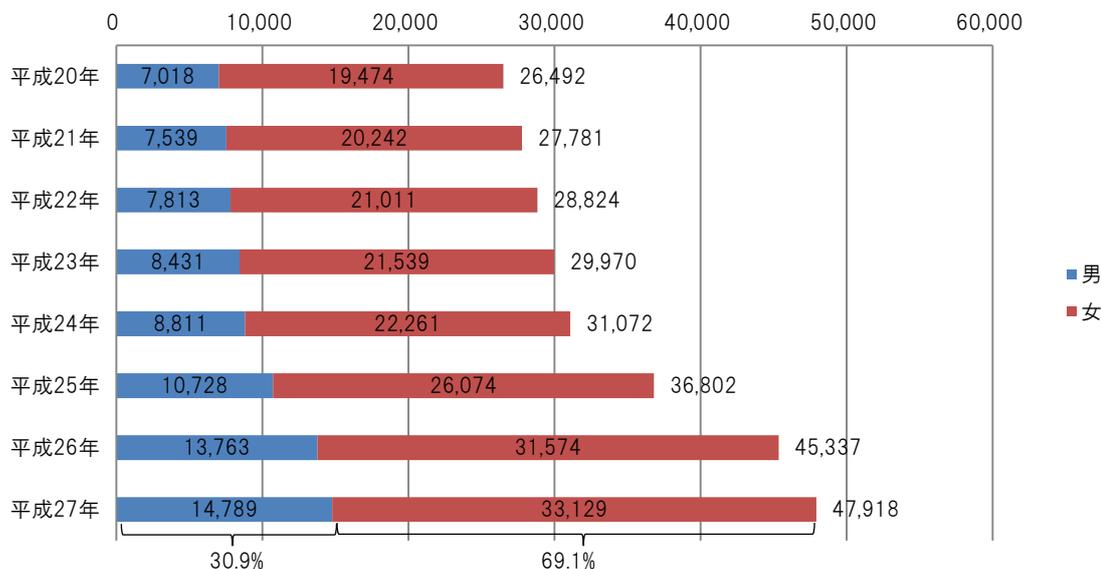
<図29>

【図28:高齢化率の推移(山梨県)】



資料:健康長寿推進課「平成27年度高齢者福祉基礎調査」

【図29:在宅ひとり暮らし高齢者数の推移(山梨県)】



資料:健康長寿推進課「平成27年度高齢者福祉基礎調査」

＜第3次計画 基本目標4 女性の人権と健康に配慮した社会づくり＞
の成果目標の達成状況

女性の人権については、夫婦間の暴力(DV)についての正しい認識や相談窓口の周知はまだ不十分な状況です。また、女性の健康については、幅広い世代の女性に対して健康に関する知識の普及・意識の向上を図るため、女性の健康に関する学習機会の提供等に努めており、実施回数を重ねるにつれ受講者も広がりを見せています。今後も、更に内容の充実を図る等、健康に関する意識を高め、健康づくりを支援していく必要があります。

(抜粋)

項目※	基準値	目標値	現状値又は目標年度値	評価
39 夫婦間の暴力についての認識率	79.0 (H22)	100% (H28)	79.2% (H27)	△
40 DV相談窓口の周知度	42.1% (H22)	70.0% (H28)	42.7% (H27)	△
42 女性の健康に関する学習機会の提供(リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会)	3回 (H22)	20回 (H24~H28)	23回 (H24~H27)	◎

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下

まとめ

女性の人権については、女性に対する暴力は多様化し、DVの相談件数も増加傾向にあります。また、女性の健康については、特に妊娠・出産等に関して、出産前後に不安を感じる人が多い状況です。さらに、母子家庭世帯数や高齢者人口も年々増加しています。

このため、女性に対するあらゆる暴力の根絶を図り、また、女性の健康については、特に妊娠・出産期に気軽に相談できる体制を整備する等、今後も女性特有の健康課題に対応できる環境を引き続き整えていく必要があります。

さらに、生活上困難を抱えた人への支援をより一層充実させていくことも必要です。

3 国の動き

(1) 第4次男女共同参画基本計画

平成27年12月に、国の「第4次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。4次計画で改めて強調している視点として、女性の活躍推進のためには男性の働き方、暮らし方の見直しが欠かせないことから、男性中心型労働慣行等を変革し、あらゆる分野における女性の参画拡大に向けた女性採用・登用の推進のための取り組み、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするための取り組みを進めることとしています。また、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みの強化や、困難な状況におかれている女性についても、きめ細やかな支援が必要であることから、そのための環境整備についての施策などを掲げています。

第4次男女共同参画基本計画概要

政策領域Ⅰ あらゆる分野における 女性の活躍

- ①男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍
- ②政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- ③雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- ④地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進
- ⑤科学技術・学術における男女共同参画の推進

政策領域Ⅱ 安全・安心な暮らしの 実現

- ⑥生涯を通じた女性の健康支援
- ⑦女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑧貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

政策領域Ⅲ 男女共同参画社会の 実現に向けた 基盤の整備

- ⑨男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- ⑩教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進
- ⑪男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立
- ⑫男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針

平成 27 年 9 月に、「女性活躍推進法」第 5 条第 1 項の規定に基づき、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）が閣議決定されました。

「基本方針」においては、トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望する女性や、責任ある地位で活躍を希望する女性など、働く場面における女性の思いを叶えることを目指し、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現できる豊かで活力あふれる社会の実現を図るとしています。

また、女性の活躍の推進に関する地方公共団体において実施する具体的な施策として、

1 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に積極的に取り組む企業に対するインセンティブの付与等
- (2) 希望に応じた多様な働き方の実現に向けた支援措置
- (3) 情報の収集・整理・提供及び啓発活動

2 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備

- (1) 男性の意識と職場風土の改革
- (2) 職業生活と家庭生活の両立のための環境整備
- (3) ハラスメントのない職場の実現

などを掲げています。

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針概要

女性の職業生活における活躍の推進によって目指すべき社会 ～就業希望など働く場面における女性の思いを実現する～

トップの意識改革や男女を通じた働き方の改革を進め、仕事と家庭を両立できる環境を整備することなどにより、就業を希望しているものの育児・介護等を理由に働いていない約 300 万人に上る女性の希望の実現が図られる。また、責任ある地位で活躍を希望する女性の割合が高まり、女性の登用が促進される。

このように、働きたいという希望を持ちつつも働いていない女性や職場でステップアップしたいと希望する女性等、自らの意思によって働き又は働こうとする女性が、その思いを叶えることができる社会、ひいては、男女がともに、多様な生き方、働き方を実現でき、ゆとりがある豊かで活力あふれる、生産性が高く持続可能な社会の実現を図る。

第3章 計画の体系

1 基本的な考え方

これまでの計画に基づく取り組みにより、男女共同参画への理解は県民に徐々に浸透し、取り組みも広がりを見せています。

また、性別による固定的役割分担意識については、特に若い世代の意識に変化が見られます。

仕事と子育ての両立支援や、働きやすい環境の整備等により、出産後も継続して働く女性は増えてきています。男性の家庭参画への意識の高まりが見られることから、男性の家事・育児時間が増加しているなど、男女共同参画への取り組みに一定の成果が見られます。

一方、地域における指導的地位に占める女性の割合は依然として低いこと、男性中心型の労働慣行が続いていること、女性に対する暴力は多様化していること等、取り組むべき課題は多く、男女共同参画の更なる推進のためには、引き続き、意識改革や女性の参画拡大、男性の家庭参画の推進、仕事と家庭の両立支援等について、施策のより一層の充実を図る必要があります。

本計画においては、このような本県の現状により、「山梨県男女共同参画推進条例」に掲げる基本理念の下、国の「第4次男女共同参画基本計画」、「基本方針」等も踏まえて、各種施策を推進していくこととします。

基本目標には「男女共同参画社会を形成するための意識改革」「あらゆる分野における女性の活躍」、「男女共同参画社会による豊かな社会づくり」、「男女の人権と健康に配慮した社会づくり」の4項目を設定しました。

この基本目標を達成するために、基本目標のもとに10の重点目標を、重点目標のもとに27の施策の方向を位置づけました。特に本次においては「あらゆる分野における女性の活躍」に重点を置き、「女性活躍推進法」に基づく県の女性活躍推進計画としても位置づけ、女性の活躍の推進は、男女がともに仕事と家庭が両立できる暮らしやすい社会づくりにつながることから、女性の一層の参画促進や働き方改革、働きやすい職場環境づくりに向けた様々な取り組みを推進します。

2 基本目標

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

県民一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野において、その個性と能力を十分に発揮することができる環境づくりが必要です。

このため、男女共同参画社会実現に向けた意識改革や広報啓発活動の充実を図るとともに、あらゆる世代の人々に対して、男女共同参画に関する教育、学習機会の提供を推進します。

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

女性が自らの希望を実現して個性と能力を発揮でき、すべての人にとって働きやすく暮らしやすい社会を実現することが必要です。

このため、女性の能力開発や、政策・方針決定過程への参画拡大、また、男女が共にいきいきと働き、家庭などとの両立ができるよう、長時間勤務などを前提とした男性中心型の労働慣行を見直すとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みなどを推進します。

基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり

最も身近な暮らしの場である家庭と地域において、男女が互いに協力しながら、家事や育児、地域社会における役割を担う必要があります。

このため、男性の家事・育児等への積極的な参画や、地域における女性の更なる参画促進に向けた取り組みを推進します。

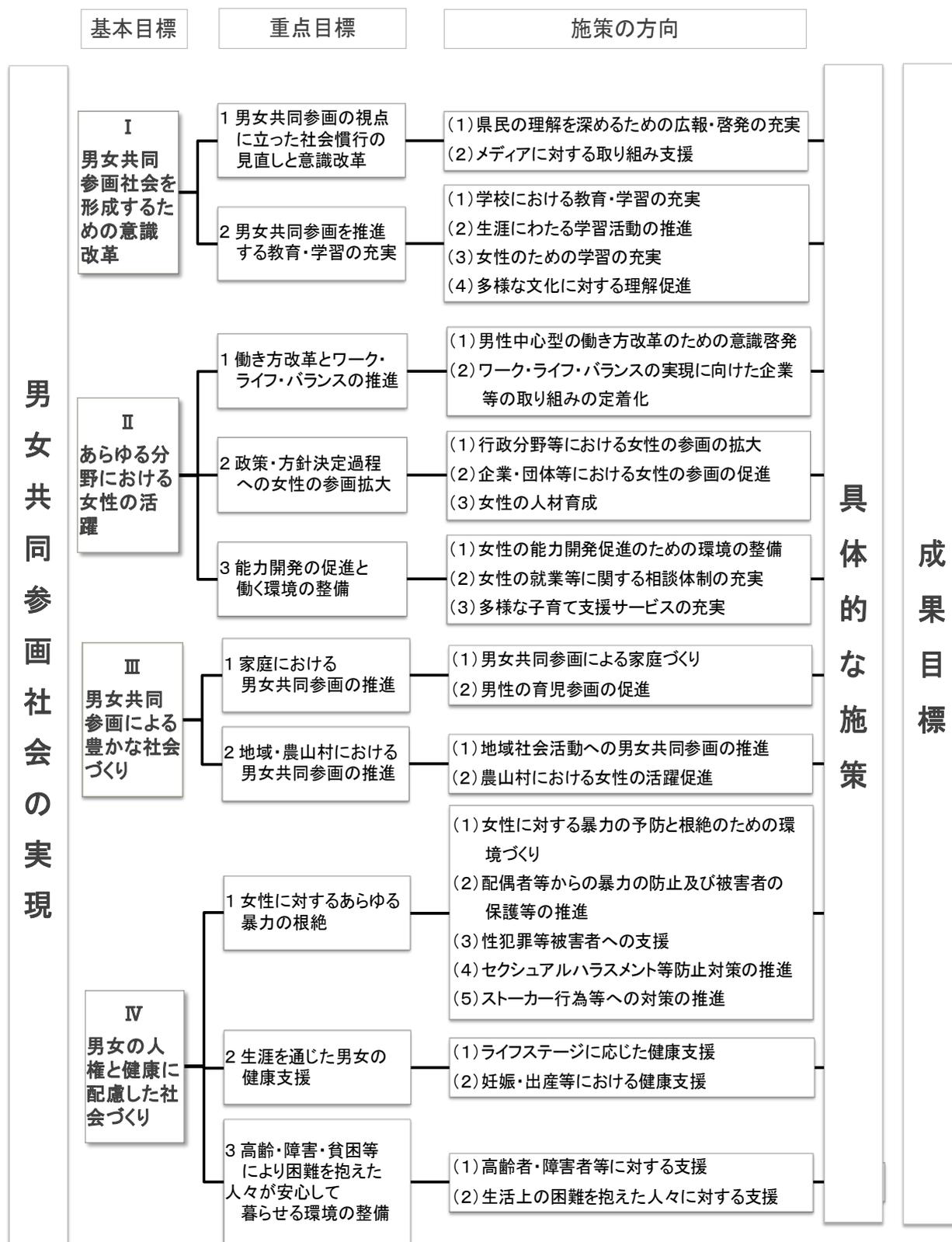
基本目標Ⅳ 男女の人権と健康に配慮した社会づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての基本的要件となるものです。

女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と根絶のための環境づくりや被害者の保護等を推進します。

また、男女の性差・各ライフステージに応じた健康づくりを支援するほか、生活上の様々な困難を抱えた人々に対する支援にも取り組みます。

3 第4次山梨県男女共同参画計画施策体系



第4章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会を形成するための意識改革

重点目標1 男女共同参画の視点に立った社会慣行の見直しと意識改革

男女共同参画意識の一層の向上を図るため、あらゆる世代に対して、積極的な広報・啓発活動を行うとともに、県民の意識形成に大きな影響力を持つメディア情報を判断する能力の向上を図ります。

施策の方向

(1) 県民の理解を深めるための広報・啓発の充実

男女共同参画意識のより一層の定着を図るため、積極的な広報・啓発活動を行います。

- ① 男女共同参画意識の一層の普及を図るため、様々な機会や媒体を活用して、積極的に広報・啓発を行います。
- ② 「山梨県男女共同参画推進条例」に定めた「男女共同参画推進月間（6月）」において、全県的な啓発事業や男女共同参画事業者等表彰を実施し、県民の意識を高めます。
- ③ 男女共同参画に関する実態や意識等について調査し、その結果を啓発事業等に反映します。

(2) メディアに対する取り組み支援

メディアに対して、女性や子どもへの人権等へ十分な配慮をするよう働きかけるとともに、メディアリテラシーを向上させるための教育や啓発を行います。

- ① メディアにおける性描写や暴力・残虐表現等について、関係機関や団体との連携を図り、表現の自由を十分に尊重した上で、自主規制等の取り組みを促進するとともに、啓発活動を行います。
- ② メディアからの情報について、自らが主体的に考えて判断する能力を向上させるための教育や啓発を行います。

成果目標

項目	基準値	目標値
男女共同参画フォーラム 参加者数	264 人 (H28)	1700 人 (H29～H33 累計)
やまなし女性の応援 サイトアクセス数	1,929,770 件 (H27 までの総計)	3,151,000 件 (H33 までの総計)

※「成果目標」において、計画期間中の累計を示す場合は「～(累計)」、計画期間以前を含む累計値を基準値、目標値とする場合は「～(総計)」と標記しています。(以下同様)

重点目標2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画を推進するため、次世代を担う子どもたちへの学校教育の充実や生涯にわたる学習活動の推進を図るとともに、女性の能力発揮のための学習機会の充実を図ります。

施策の方向

(1) 学校における教育・学習の充実

次世代を担う子どもたちが、人権の尊重や男女の相互理解と協力等への理解を深めることができるような教育を推進するとともに、一人ひとりの個性や能力に応じたキャリア教育の充実を図ります。

- ① 学校教育全体を通して、人権の尊重と男女の平等を基礎とした指導の充実を図ります。また、教育関係者に対して研修の実施や啓発資料の提供を行います。
- ② 性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性や能力に応じて主体的に進路選択ができるよう、教育と学習の充実を図ります。
- ③ 理工系分野への人材育成のため、大学や企業との連携により、性別にとらわれることなく科学技術への意識の高揚を図ります。

(2) 生涯にわたる学習活動の推進

誰もが社会の様々な分野に参画し能力を発揮できるよう、学習機会や情報の提供に努めます。

- ① 各種媒体を活用し、生涯学習に関する情報を提供するとともに、学習機会の充実を図ります。
- ② 男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進するため、子育て相談や子育て支援講座の充実を図ります。
- ③ 学校施設等を活用し、地域における学習機会の充実を図ります。

(3) 女性のための学習の充実

女性が自らの意思によって社会の様々な分野で活躍できるよう、学習機会の充実を図ります。

- ① さまざまな分野へのチャレンジを志す女性が、自らの意識と能力を高め、活躍する力をつけられるよう、学習機会の充実を図ります
- ② 女性の能力発揮を支援するため、女性のチャレンジに必要な情報の提供等を行います。

(4) 多様な文化に対する理解促進

国際的な視点からの情報提供を行うとともに、国際交流などを通じて諸外国の社会や文化への理解を深めます。

- ① 国際社会における男女共同参画に関する取り組みの動向や成果等の情報を収集し、県民への提供等を行います。
- ② 外国人住民と日本人住民とがともに多様性を認め合い、相互理解を深めるよう、交流事業等に取り組みます。

成果目標

項目	基準値	目標値
キャリア教育の体験プログラムが「有意義であった」とする生徒の割合	-	90% (H30)
山梨県立男女共同参画推進センターにおける「男女共同参画講座」の参加者数	220 人 (H27)	1300 人 (H29～H33 累計)

基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍

重点目標 1 働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進

男性中心型働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進のため、企業トップの意識改革や企業における業務の効率化や多様な働き方の導入促進などの取り組みの定着化を図ります。

施策の方向

(1) 男性中心型の働き方改革のための意識啓発

長時間勤務を前提とした従来からの男性中心型の働き方を見直し、仕事と家庭生活の両立に向けた働き方改革に関する意識啓発に努めます。

- ① 関係機関や各団体と連携して、県内各企業に対して「働き方改革」に関する意識啓発や働きかけを行います
- ② 企業訪問等を通じて、女性の活躍推進に関する普及啓発を行います。
- ③ 企業における働き方改革を進めるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む企業の先進的な事例を紹介し、他の企業の取り組みの促進を図ります。

(2) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業等の取り組みの定着化

ワーク・ライフ・バランスを実現するため、業務の効率化や多様な働き方の導入促進など企業等の取り組みの定着化を図ります。

- ① 中小企業における就業規則の整備等に関する講習会の開催や個別相談を実施します。
- ② ワーク・ライフ・バランスの実現に取り組む企業等に対し、専門家を派遣し、働きやすい職場環境づくりに向けた支援を行います。
- ③ 関係機関と連携し、育児・介護休業制度などの両立支援制度や、「くるみん」認定制度などの周知を図るとともに、企業等における仕事と家庭の両立に向けた職場環境づくりを推進します。

- ④ 入札参加資格の審査において、仕事と家庭の両立支援等に取り組む企業を評価します。

成果目標

項目	基準値	目標値
山梨県男女共同参画推進事業者等表彰（事業者表彰）数	29 企業 (H28 までの総計)	49 企業 (H33 までの総計)
子育てと仕事の両立を支援する企業数	277 社 (H26 までの総計)	352 社 (H31 までの総計)

重点目標 2 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画を一層拡大するため、女性の人材育成を進め、管理職等への登用の促進を図ります。

施策の方向

(1) 行政分野等における女性の参画の拡大

行政分野等において女性が活躍できる環境を整備し、女性の採用の拡大、管理職等への登用を推進します。

- ① 県の施策等に女性の意見を反映させるため、審議会等の委員に女性を積極的に登用します。
- ② 特定事業主行動計画に基づき、女性の県職員や教職員、警察職員の採用やキャリア形成の支援、管理職等への登用等を推進します。
- ③ 市町村に対して、「女性活躍推進法」に基づく推進計画の策定を促し、審議会委員等への女性の登用等を促進します。
- ④ 各市町村が行っている女性の参画に関する施策や取り組みについて、定期的に調査・公表し更なる推進を図ります。

(2) 企業・団体等における女性の参画の促進

企業・団体等における女性の管理職等への登用を促進するため、経営者や管理職の意識改革を図るための広報・啓発活動を行います。

- ① 女性の活躍推進に向けた企業の意識改革を図るため、企業への個別訪問や職員への研修会の開催等を行います。
- ② 企業における女性の登用を促進するため、「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画の策定・実施に向けた取り組みを推進します。
- ③ 女性の活用に先進的に取り組んでいる企業を広く紹介するとともに、そこで活躍する女性の事例やロールモデルなどの情報を提供し、取り組みの促進を図ります。

(3) 女性の人材育成

女性の登用促進を図るため、講座や研修などによる人材育成を通じて、政策・方針決定過程への参画の拡大を図ります。

- ① 女性リーダーに必要なスキル等を学ぶ講演会や異業種の女性職員による意見交換会等を開催します。
- ② 女性のキャリアアップや人材育成のための、セミナーや講座を開催します。
- ③ 女性職員のさまざまな働き方やキャリア形成に応じたロールモデルを女性の応援サイト等で紹介し、活動事例や人材情報などを広く周知します。

成果目標

項目	基準値	目標値
県の審議会等委員への女性の登用率	36.3% (H27)	40.0% (H33)
管理的職業従事者（会社役員・管理的公務員等）に占める女性の割合	13.3% (H24)	20.0% (H33)
市町村の「女性活躍推進法」に基づく推進計画の策定率	44.4% (H28 までの総計)	100.0% (H33 までの総計)

重点目標3 能力開発の促進と働く環境の整備

女性の能力開発のための取り組みを積極的に推進するとともに、安心して働き続けることができるよう、働く環境や、子育て支援サービスの整備を図ります。

施策の方向

(1) 女性の能力開発促進のための環境の整備

女性の能力開発のための取り組みを積極的に推進するとともに、働きやすい環境等の整備を図ります。

- ① 企業から推薦された女性職員に対して、スキルアップや長期的なキャリア形成などについて学ぶ講演会や意見交換会等を開催します。
- ② 企業の管理職等に対して、女性の活躍を推進するためのセミナーや研修等を開催します。
- ③ 女性職員の能力開発を積極的に推進する企業・団体の活動について表彰などで広く周知することにより、他の企業の自主的な取り組みを促進します。
- ④ 就業しながらキャリアアップを目指したり正規職員への転換等を促進したりするために、技術・知識の習得を目的とした職業訓練を実施します。
- ⑤ 起業を希望する女性に対して、経営等に関する知識の習得や、同じ立場の仲間や先輩起業家とのネットワーク構築を支援します。
- ⑥ 国や関係機関と連携して、職業相談や子育て支援制度等に関する情報など雇用関連サービスをワンストップで提供し、若年者、子育て中の母親等の就業を支援します。
- ⑦ 子育て中の母親等が、就職に必要な技能・技術を習得するための職業訓練を安心して受けられるよう、託児付きの職業訓練を実施します。

(2) 女性の就業等に関する相談体制の充実

雇用における差別の解消やハラスメント防止等のほか、多様な労働相談に対応する相談窓口の周知や、関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。

- ① 国や関係機関と連携し、県内の企業に対して、県内の労働情勢、行政施策、各種制度等の労働関係情報を提供します。
- ② 職域の拡大や職業能力開発を希望する人のために、情報提供や相談体制の充実を図ります。
- ③ 女性起業者等を支援するため、経営等に関する各種相談について、一元的に指導、支援できる体制を整備します。
- ④ 労働者の賃金、解雇、雇用に関することなど、多様な労働相談に対応します。
- ⑤ 関係機関と連携しながら、セクシャルハラスメントやマタニティハラスメントなど働く女性が職場で直面するトラブル等の相談に対応するとともに、相談窓口の周知に努めます。

(3) 多様な子育て支援サービスの充実

女性が安心して子育てしながら働き続けることができるよう、多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

- ① 子育てに関する負担の軽減を図るため、第二子以降の三歳未満児の保育料無料化を実施します。
- ② 子育て支援に関する制度や育児相談窓口の紹介など、さまざまな情報を提供するとともに、地域の子育て支援団体等のネットワークづくりなどへの支援に努めます。
- ③ 多様化する保護者のニーズに的確に対応するため、児童館や放課後児童クラブなどの施設・設備を整備し、放課後児童対策の充実に努めます。
- ④ 市町村が行う特別保育事業（夜間保育や病児病後児保育等）への取り組みを支援するとともに、保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育を促進します。

- ⑤ 女性の医師・看護職員等のスムーズな職場復帰のため、院内保育所の利用を促進するなど、働きやすい職場づくりを進めます。

成果目標

項目	基準値	目標値
女性（25～44 歳）の有業率	73.75% (H24)	76.75% (H29)
放課後児童クラブの 設置箇所数	217 箇所 (H26 までの総計)	258 箇所 (H31 までの総計)

基本目標Ⅲ 男女共同参画による豊かな社会づくり

重点目標1 家庭における男女共同参画の推進

家庭における男女共同参画を推進するため、男性が家庭において果たす役割の重要性について普及啓発に努めるとともに、男性の育児参画の促進を図ります。

施策の方向

(1) 男女共同参画による家庭づくり

男性の家庭生活への参画に向け、男性が家庭において果たす役割の重要性についての普及啓発に努め、家庭における男女共同参画を推進します。

- ① 家族が互いに尊重し協力し合って、家庭教育において責任を果たせるよう、父親を考えるフォーラムを開催し、男性が家庭において果たす役割の重要性についての普及啓発を行います。
- ② 男性の家庭参画を推進するために、企業に講師を派遣し、従業員を対象にした父親の子育て参加を促す講座を開催します。
- ③ 男性の家庭参画のための研修を行うとともに、自主的な活動をしているグループと連携し、取り組みの促進・拡大を図ります。
- ④ 家庭における男性の悩みなどについて、男性相談員による電話相談を実施します。

(2) 男性の育児参画の促進

男性に対しても、子育て支援制度の周知を図るとともに、男性の育児参画のロールモデルや活動事例を紹介し、男性の育児参画を促進します。

- ① 家庭において活躍する男性のロールモデルや活動事例を紹介するとともに、子育て支援制度の周知を行い、男性の意識啓発に努め育児参画を促進します。
- ② 男性の子育てをテーマにしたフォーラムを開催し、男性の家庭教育参加の必要性について理解を深め、意識改革を図ります。
- ③ 男性の育児参画を推進するために、男性の家事・育児等の参画をテーマとした企業等が開催する研修会等へ講師を派遣します。
- ④ 子育てに関する様々な不安や悩みなどについて気軽に相談ができるよう、相談体制の充実に努めます。

成果目標

項目	基準値	目標値
県内企業における 男性の育児休業取得率	1.6% (H24)	10% (H30)
男性の休日において 家事・育児に費やす 平均時間	2時間34分 (H27)	3時間30分 (H33)

重点目標2 地域・農山村における男女共同参画の推進

地域や農山村の男女共同参画を推進するため、自治会など地域活動への女性の参画を促進するとともに、農山村におけるリーダーの養成や起業への支援などにより女性の活躍の促進を図ります。

施策の方向

(1) 地域社会活動への男女共同参画の推進

自治会等の地域活動やボランティア活動等において、男女共同参画の視点を取り入れた取り組みを支援し、あらゆる場面における女性の参画を促進します。

- ① 地域に根ざした組織・団体の活動の実施に当たっては、男女共同参画の視点を反映した活動ができるよう支援します。
- ② ボランティアやNPO活動に男女がともに参画できるよう情報提供等を行うとともに、地域で活躍する女性の事例などを紹介し、地域の男女共同参画を推進します。
- ③ 防災・災害復興に関する施策・方針決定過程や災害時の避難所の運営等のさまざまな場面において、女性の参画を促進します。

(2) 農山村における女性の活躍促進

農村女性が中心となったグループの活動や起業を支援するため、商工業者等とのネットワークづくりを推進するとともに、女性リーダーを養成するための交流会等への参加を支援します。

- ① 農産物の6次産業化など、農業に従事しながら活躍の場を拡げている女性グループの活動や起業を支援するため、商工業者等とのネットワークづくりを推進します。
- ② 地域において中心となって活動する次世代の農村女性リーダーの養成を支援します。
- ③ 新規就農者が経営能力や技術向上を図るための研修機会の提供を行います。
- ④ 意欲のある女性が政策・方針決定の場に参画できるように、各種団体と連携して、女性の農業委員への登用にに向けた環境づくりを推進します。

成果目標

項目	基準値	目標値
自治会、女性団体などの地域活動を行っている女性の割合	12.2% (H27)	17% (H33)
地域防災リーダー養成講座に占める女性の割合	14.3% (H27)	30% (H33)
女性を登用している市町村農業委員会の割合	41% (H27)	100% (H31)

基本目標Ⅳ 男女の人権と健康に配慮した社会づくり

重点目標1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対するあらゆる暴力を根絶するために、意識啓発や環境づくりに取り組み、DVやセクシュアルハラスメント、ストーカー行為等の予防と根絶に向けて、被害者の保護と防止対策の推進を図ります。

施策の方向

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための環境づくり

暴力のない社会づくりのため、あらゆる年代へ暴力を許さない意識の普及啓発を行い、関係機関と連携して、安全・安心な環境づくりに取り組みます。

- ① 女性に対する暴力を許さない意識を醸成するための啓発活動を行います。
- ② 学校教育等を通じて、女性に対する暴力についての正しい認識を深め、暴力のない社会を築くため、若い世代への人権教育等に努めます。
- ③ 女性等に対する暴力の発生の未然防止に取り組みます。
- ④ 犯罪被害者からの相談に迅速に対応し、関係機関と連携して、犯罪被害者支援を適切に行います。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」に基づき、被害者に対する適切な相談・保護を行うなど、自立支援に向けた取り組みを推進します。

- ① 関係機関との連携を強化し、被害者に対する支援・保護体制の充実を図ります。
- ② 配偶者暴力相談支援センター等における相談は、被害者の立場に配慮し、同伴児童の心理的ケアや支援にも努めます。
- ③ 必要に応じ一時保護を行い、被害者の自立に向けて、住宅の確保、就業、子どもの就学等の支援を行います。
- ④ DV・デートDV等に関する研修会等を通じて、職務関係者の資質向上を図ります。

(3) 性犯罪等被害者への支援

性犯罪・売買春等の被害者からの相談に適切に対応するなど、心身の回復に向けた支援体制を推進します。

- ① 性犯罪等被害者からの相談には、関係機関と連携し、被害者の状況に応じた切れ目のない支援を行うよう体制を整備します。
- ② 性犯罪等被害者に対しては、メンタルケア等、被害者の状況に応じた十分な支援を行います。
- ③ 売買春事犯等の取締を徹底し、青少年の非行防止等に努めます。

(4) セクシュアルハラスメント等防止対策の推進

セクシュアルハラスメント等の相談に適切に対応するとともに、防止に向けた啓発活動を推進します。

- ① セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント防止に向けた普及啓発を推進します。
- ② 女性の総合相談窓口において、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメント等に関する相談に対応します。
- ③ 県の職場におけるセクシュアルハラスメントに対する相談員等の資質向上のための研修を行います。

(5) ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等の被害を未然に防ぐための対策等を推進します。

- ① ストーカー行為等の防止に向けた啓発活動を推進します。
- ② ストーカー行為等の被害者からの相談に適切に対応します。

成果目標

項目	基準値	目標値
DV基本計画策定市町村数	12市町村 (H27までの総計)	20市町村 (H33までの総計)
DV防止啓発県民向け講演会への参加者数	108人 (H27)	400人 (H29～H33累計)

重点目標2 生涯を通じた男女の健康支援

生涯を通じて健康を保持するために、各ライフステージに応じた健康支援を行うとともに、特に妊娠・出産等に関わる支援体制の充実を図ります。

施策の方向

(1) ライフステージに応じた健康支援

「健やか山梨21（第2次）」等の計画に基づき、ライフステージに応じた心身の健康づくりを、生涯を通じて支援します。

- ① 健康に関する講座・研修等の実施により、正しい知識の普及啓発を推進します。
- ② 生涯を通して、相談・検診等による心身の健康維持の支援を行います。
- ③ 健康維持のため望ましい食習慣が定着するよう、バランスのとれた食生活を実践するための取り組みを推進します。
- ④ 生涯にわたる身体活動・運動の習慣化を推進します。
- ⑤ 性と生殖に関する健康づくりの情報や学習機会を提供します。

(2) 妊娠・出産等における健康支援

身近な地域での周産期体制を整備するとともに、妊娠・出産等の総合的な相談体制の充実を図ります。

- ① 身近な地域で安心して検診や分娩ができる環境の整備を行うと共に、安心・安全な周産期医療を確保します。
- ② 母子保健、産後のメンタルケア等、女性が心身ともに健康に過ごすことができるように相談・支援を行います。
- ③ 不妊治療に関する情報の提供や相談等の支援を行います。

成果目標

項目	基準値	目標値
健康寿命	健康寿命 男性：71.20 歳 女性：74.47 歳 平均寿命 男性：79.58 歳 女性：86.63 歳 (H22)	平均寿命の延びを上回る健康寿命の延伸 (H31)
産前産後ケアセンター 利用者の満足度	-	80%以上 (H32)

重点目標3 高齢・障害・貧困等により困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境の整備

生活上困難を抱えた人々が安心して暮らせる環境を整備するために、高齢者・障害者等に対して社会参画の拡充や学習機会の充実を図るとともに、ひとり親家庭・生活困窮者等に対して就業支援等自立した生活を営むことができるよう支援します。

施策の方向

(1) 高齢者・障害者等に対する支援

高齢者・障害者等の就業や社会参画等の支援の取り組みや、バリアフリー化等による人にやさしいまちづくりを推進します。

- ① 高齢者の社会参画や生涯学習等を促進するための学習機会等の充実を図ります。
- ② 障害者の自立支援を図るとともに、社会参画や地域との交流を促進します。
- ③ 外国人への情報提供や相談事業を通じた生活面での支援を行います。
- ④ 高齢者、障害者等が、安全で快適に生活できるよう、人に優しいまちづくりを推進します。

(2) 生活上の困難を抱えた人々に対する支援

ひとり親家庭や貧困等で、生活上困難を抱える人に対する就業支援や子育て支援などの取り組みを推進します。

- ① ひとり親家庭等の就業支援や子育てを応援するための環境づくりを進めます。
- ② 生活困窮者に対する相談事業、住居確保給付金の支給その他の支援により、自立に向けた支援を行います。

成果目標

項目	基準値	目標値
高齢者就職率	20.6% (H26)	26.0% (H31)
ひとり親家庭の親の 正規雇用率	母子家庭 36.3% 父子家庭 60.2% (H26)	母子家庭 39.4% 父子家庭 67.2% に近づける (H32)

第5章 推進体制

男女共同参画社会の実現に向けて、広範かつ多岐にわたる取り組みを着実に展開し、実効性を確保するため、多様な主体と、様々な分野で連携を図り、その推進力を一層強化していきます。

1 庁内推進体制

知事を本部長とする全庁的な推進体制である山梨県男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の実現に向けた施策を円滑かつ効果的に推進するため、部局横断的な情報交換を行い、全庁一体となった取り組みを行います。

また、職員が研修等を通して、男女共同参画に対する理解を深め、それぞれの職務を男女共同参画の視点に立って推進するよう意識の啓発に努めます。

さらに、男女の置かれている状況を客観的に把握するため、業務統計を含む各種調査の実施に当たり、可能な限り男女別データを把握し、年齢別・地域別にも把握・分析を行い、施策に反映できるように努めます。

公表については、毎年、男女共同参画の推進状況、推進に関する施策の実施状況及び成果目標の進捗状況について進行管理を行い、男女共同参画審議会に報告し、年次報告として公表します。

2 多様な主体との連携

○市町村との連携

地域住民に身近な市町村の施策は、男女共同参画の推進に大きな影響力を持つことから、地域の実情を踏まえた市町村の主体的な取り組みを積極的に支援するとともに、連携して、効果的・効率的な施策の展開を図ります。

○男女共同参画センターとの連携

男女共同参画センターは、地域における男女共同参画の推進の重要拠点であることから、市町村、関係機関や地域で活動する団体などと連携・協働した事業を開催し、地域におけるさまざまな課題解決に向けた実践的な活動やネットワークづくりを支援していきます。

○経済団体、民間企業等との連携

女性の活躍推進に向けて、社会全体で取り組みを進めていくべき仕事と家庭の両立等の課題に関して、経済団体や労働団体等との連携を緊密にし、政労使が一体となって施策を推進する体制の構築を図ります。

○関係団体、NPO等との連携

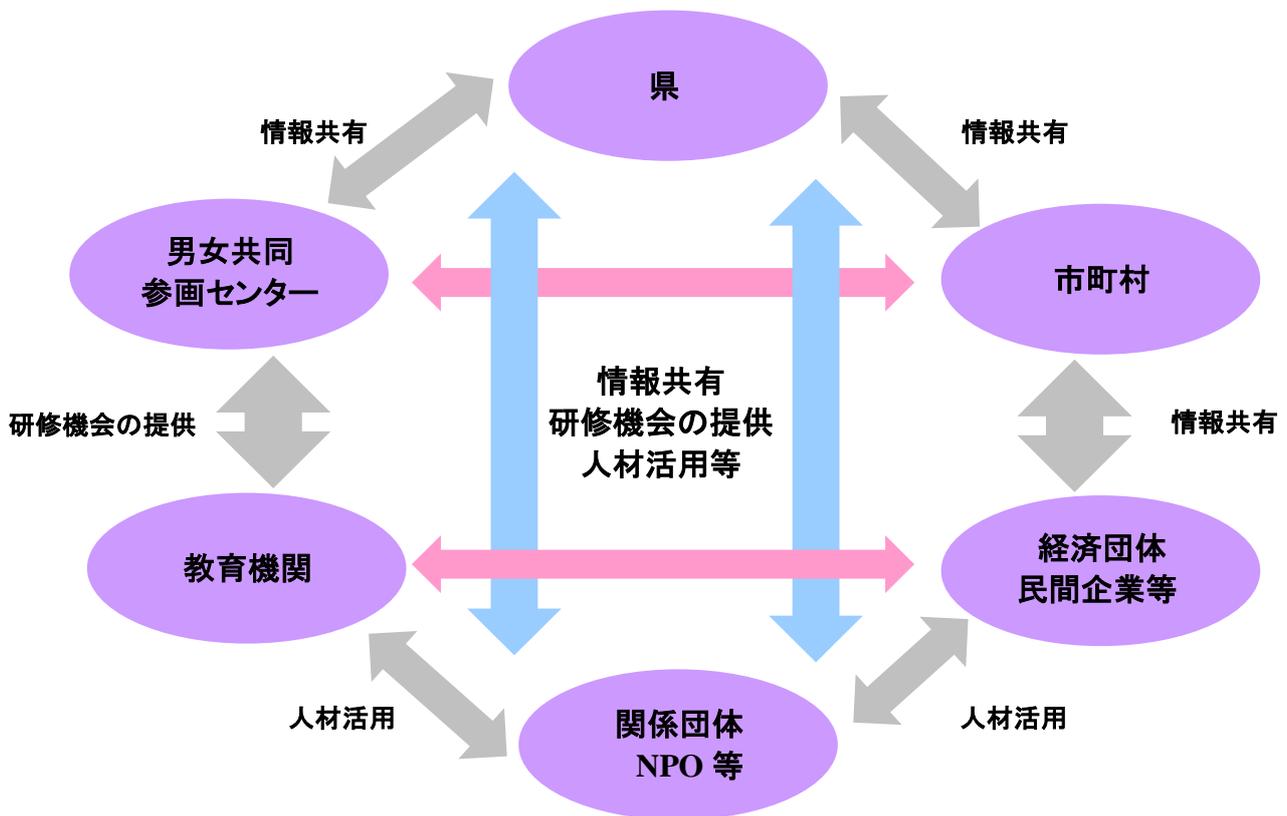
男女共同参画社会の実現に向け活動している関係団体、NPO、NGO等の民間団体に対して、情報提供やネットワークづくりなどの支援を行います。

○教育機関等との連携

男女共同参画についての県民の理解を深めるためには、教育、学習の充実を図る必要があることから、学校、大学、生涯学習センターなどの教育機関等との連携した取り組みを行います。

○それぞれの主体間相互における連携

市町村と関係団体、あるいは企業と男女共同参画センター、教育機関とNPOなど、それぞれの主体が相互に連携し合い、横のつながりを持つ中で、情報共有や先進的な取り組み事例の共有、研修機会の提供、人材やノウハウの活用などにより、効果的な事業の推進を図ります。



付属資料

1 第3次計画成果目標達成状況一覧（平成28年9月現在）

◎目標を達成 ○予定どおりに進捗 △予定より遅れて進捗 ×基準値より低下

基本目標1 男女共同参画社会を形成するための意識改革

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考えに反対する人の割合を賛成する人の割合より高める」	5.1ポイント (H22)	10ポイント (H28)	2.6ポイント (H27)	×
2 「男女共同参画社会」という用語の周知度	72.4% (H22)	100% (H28)	74.2% (H27)	△
3 就業体験・医療体験・福祉体験等を実施している高校生の割合	40.0% (H22)	45.0% (H26)	56.0% (H26)	◎
4 さまざまな知識や技能を持つ地域住民が学校や家庭、地域に貢献できるための仕組みづくりに取り組んだ市町村の割合	96.3% (H22)	100% (H28)	100.0% (H27)	◎
5 キャンパスネットやまなし入会者数	4,356人 (H22)	6,000人 (H28)	5,940人 (H27)	○

基本目標2 男女共同参画社会による豊かな地域社会づくり

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
6 やまなし女性の応援サイトへのアクセス数	709,537件 (H22)	1,320,000件 (H28)	1,929,770件 (H27)	◎
7 県の審議会等委員への女性の登用率	37.4% (H22)	40.0% (H28)	36.3% (H27)	×
8 管理的職業従事者に占める女性の割合	11.0% (H22)	20.0% (H28)	—	—
9 男女共同参画宣言市町村数	2市町村 (H22)	5市町村 (H28)	5市町村 (H27)	◎
10 市町村男女共同参画計画策定率	85.2% (H22)	100% (H28)	85.2% (H27)	△
11 人材育成講座の実施回数	5回 (H22)	25回 (H24～H28)	38回 (H24～H27)	◎
12 自治会長に占める女性の割合	1.6% (H22)	5.0% (H28)	2.8% (H27)	△
13 地域防災リーダー養成講座受講者に占める女性の割合	0.7% (H22)	30.0% (H28)	14.3% (H27)	△
14 男女共同参画推進センターが新たに取り組む地域課題解決事業数	データなし	18回 (H24～H28)	27回 (H24～H27)	◎
15 男女共同参画推進センターが新たに地域課題解決事業のために講師派遣を行う講座数	データなし	36講座 (H24～H28)	35講座 (H24～H27)	○

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
16 男性の育児休業取得率 (県職員)	0.6% (H22)	5.0% (H26)	0.3% (H26)	×
17 産前産後における出産・育児 にかかる休暇を男性職員が5日 以上取得する割合(県職員)	35.2% (H22)	50.0% (H26)	43.1% (H26)	△
18 父親の家庭教育参加の促進を 図るため開催されるフォーラ ムへの参加人数	1,614人 (H22)	1,800人 (毎年度)	1,995人 (毎年度)	◎
19 企業向け講演会への参加者数	100人 (H23)	500人 (H24~H28)	427人 (H24~H27)	○
20 メタボリックシンドロームの 予防や改善のために適切な食 事や定期的な運動を実践して いる人の割合	29.4% (H21)	50.0% (H27)	26.9% (H26)	×
21 乳幼児とのふれあい体験を実 施している高校の割合	83.0% (H22)	100% (H25)	100% (H25)	◎
22 子ども防犯教室の開催数	10回 (H22)	65回 (H24~H28)	55回 (H24~H27)	○
23 いきいき山梨ねりんピック への参加者数	4,971人 (H22)	5,000人 (毎年度)	4,998人 (毎年度)	△
24 障害者訓練修了者の就職率	49.4% (H22)	60.0% (H27)	43.5% (H27)	×
25 母子家庭の母等訓練修了者の 就職率	77.8% (H22)	85.0% (H27)	100% (H25)	◎
26 「ユニバーサルデザイン」と いう言葉の認知度	64.0% (H22)	70.0% (H28)	—	—
27 議会推薦による女性農業委員 数	14人 (H22)	27人 (H28)	16人 (H27)	△
28 農村女性起業グループ数	43グループ (H22)	50グループ (H26)	42グループ (H26)	×

基本目標3 男女がいきいきと働くことができる環境づくり

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
29 山梨県男女共同参画推進事業 者等表彰数	11事業者 (H19~H23)	20事業者 (H24~H28)	13事業者 (H24~H27)	△
30 男女いきいき・輝き宣言企業登 録数	66企業 (H22)	126企業 (H28)	129企業 (H27)	◎
31 県在職者訓練におけるオーダ ーメイド型訓練の実施コース数	9件 (H22)	15件 (H27)	2件 (H27)	×
32 県離転職訓練(施設内)修了者 の就職率	61.2% (H22)	80.0% (H27)	74.1% (H27)	△
33 子育て応援宣言企業数	95企業 (H22)	115企業 (H26)	115企業 (H26)	◎
34 「仕事と生活の調和(ワーク・ ライフ・バランス)という用語 の周知度	46.3% (H22)	100% (H28)	55.8% (H27)	△

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
35 就業規則の整備等に関する講習会の開催回数	3回 (H22)	9回 (H24~H26)	9回 (H24~H26)	◎
36 ワーク・ライフ・バランスに取り組む企業の紹介	データなし	10 (H24~H28)	8回 (H24~H27)	○
37 放課後児童クラブの実施クラブ数・利用人数	209か所 (H22)	224か所 (H26)	217か所 (H26)	△
	7,870人 (H22)	8,231人 (H26)	8,707人 (H26)	◎
38 延長保育実施保育所数	139か所 (H22)	172か所 (H26)	156か所 (H26)	△

基本目標4 女性の人権と健康に配慮した社会づくり

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
39 夫婦間の暴力についての認識率	79.0 (H22)	100% (H28)	79.2% (H27)	△
40 DV相談窓口の周知度	42.1% (H22)	70.0% (H28)	42.7% (H27)	△
41 妊娠11週以下での妊娠の届出率	84.4% (H22)	90.0% (H28)	88.9% (H27)	○
42 女性の健康に関する学習機会の提供（リプロダクティブ・ヘルス/ライツの学習機会）	3回 (H22)	20回 (H24~H28)	23回 (H24~H27)	◎
43 薬物乱用防止教室を実施している学校の割合	中学 58.2% (H22)	中学 60.0% (H25) 高校 100% (H25)	中学 51.7% (H25)	×
	高校 93.9% (H22)		高校 87.1% (H25)	×

基本目標5 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

項目	基準値	目標値	現状値又は 目標年度値	評価
44 国際的な情報の提供	2回 (H22)	25回 (H24~H28)	20回 (H24~H27)	○

2 男女共同参画に関する国内外の動き

	世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
		1945	S 20	・「衆議院議員選挙法」の改正公布（初めて婦人参政権実現）	
	・国連経済社会理事会の中に婦人の地位委員会設置	1946	S 21	・「日本国憲法」の公布 ・戦後第1回衆議院議員選挙（女性議員 39 人当選）	
		1947	S 22	・第1回参議院議員選挙（女性議員 10 人当選）	・第1回参議院議員選挙（平野成子氏当選）
	・「世界人権宣言」採択（第3回国連総会）	1948	S 23		
	・「女子に対する差別撤廃宣言」採択（第22回国連総会）	1967	S 42		
	・国際婦人年世界会議開催（メキシコシティ） ・「世界行動計画」採択 ・「国連婦人の十年」宣言（1976～1985）	1975	S 50	・総理府に婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題担当室設置	
国際婦人の十年		1976	S 51	・民法等の一部改正施行 ①離婚後の氏関連法の改正 ②婚姻事件の管轄裁判所 ③嫡出子出生の届出順位	
		1977	S 52	・「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」策定（～S 61）	
		1978	S 53		・2月定例県議会「婦人問題企画推進に関する請願」採択・県民生活局に婦人問題担当窓口設置 ・婦人問題庁内連絡会議設置 ・山梨県婦人問題懇話会設置
	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（130カ国日本を含む）採択（第34回国連総会）	1979	S 54		・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
	・「国連婦人の十年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）	1980	S 55	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に署名	・青少年婦人対策課を設置 ・12月県議会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准を求める請願採択
	・ILO総会（ジュネーブ）で「男女労働者 特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する条約」（156号）採択	1981	S 56	・「民法及び家事審判法」の一部改正（配偶者の相続分1/3→1/2） ・「国内行動計画」後期重点目標策定	・「山梨県婦人行動計画」策定 ・市町村事務分掌規則（準則）一部改正（婦人行政の総合企画及び調整に関することを加え、婦人行政の事務分掌を明確化） ・山梨県女性関係行政推進会議設置
		1982	S 57		・山梨県情報誌「ふじざくら」創刊
		1984	S 59		・総合婦人会館開館
	・「国連婦人の十年」世界会議開催（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	1985	S 60	・「国籍法」改正 ・「男女雇用機会均等法」公布 ・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」批准	・青少年婦人対策課を青少年婦人課に改称 ・第1回山梨県婦人のつばさ海外研修事業実施

	世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
		1987	S 62	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定（～H12）	
		1988	S 63		・初の県議会女性議員に宮沢栄子氏当選
		1989	H 元	・学習指導要領の改定（高等学校家庭科の男女必修等）	・「婦人問題に関する意識と実態の調査」実施
	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第 1 回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択	1990	H2		・富士女性センター開館
		1991	H3	・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定 ・「育児休業法」公布	・「やまなし女性いきいきプラン」策定 ・「やまなし女性いきいきプラン推進懇話会」設置
	・環境と開発に関する国連会議開催（リオデジャネイロ）	1992	H4	・初婦人問題担当大臣誕生	・青少年婦人課を青少年女性課と改称 ・青少年女性課内に女性政策室を設置
	・国連世界人権会議開催（ウィーン）	1993	H5	・中学校での家庭科の男女必修実施 ・「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（パートタイム労働法）施行	・やまなし女性人材バンク設置 ・女性いきいきアドバイザー設置
	・「開発と女性」に関するアジア・太平洋大臣会議開催（ジャカルタ） ・国際人口・開発会議開催（カイロ）	1994	H6	・総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会設置（政令） ・男女共同参画推進本部設置 ・高等学校での家庭科の男女必修実施	
	・第 4 回世界女性会議開催（北京） ・北京宣言及び行動綱領採択	1995	H7	・「ILO156 号条約」（家族的責任条約）批准 ・「育児休業法」の改正（介護休業制度の法制化）	
		1996	H8	・男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ・男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定	・峡南女性センター開館 ・県女性団体協議会設立
		1997	H9	・男女共同参画審議会設置（法律） ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「介護保険法」の公布	
		1998	H10	・男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法についてー男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくりー」答申	・「やまなしヒューマンプラン 21」策定 ・山梨県男女共同参画推進本部設置 ・やまなしヒューマンプラン 21 推進懇話会設置 ・やまなしヒューマンプラン 21 推進旬間設定 ・総合婦人会館を総合女性センターに改称
		1999	H11	・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申	

	世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
		1999	H11	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布、施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布、施行 ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力のない社会を目指して」答申 	
	・国連特別総会女性2000年会議開催（ニューヨーク）	2000	H12	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画審議会「女性に対する暴力に関する基本的方策について」、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方ー21世紀の最重要課題」答申 ・「男女共同参画基本計画」策定 	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施
		2001	H13	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV法）公布、施行 ・男女共同参画会議設置 ・内閣府男女共同参画局設置 ・第1回男女共同参画週間 	
		2002	H14		<ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県男女共同参画推進条例」制定 ・「山梨県男女共同参画計画（ヒューマンプラン）」策定 ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画課設置 ・男女共同参画推進リーダー設置（女性いきいきアドバイザー終了）
		2003	H15	・「次世代育成支援対策推進法」施行	
		2004	H16	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV法」改正 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センター（総合、峡南、富士）を統合し、男女共同参画推進センターに名称変更 ・やまなし女性リーダー養成海外研修事業実施（終了）
	・第49回国連婦人の地位委員会（北京+10）（ニューヨーク）	2005	H17	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・やまなし女性チャレンジ支援ネットワーク会議設置 ・やまなし女性未来塾実施
	・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催	2006	H18	・「男女雇用機会均等法」改正	・「第2次山梨県男女共同参画計画」策定
		2007	H19	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV法」改正 ・DV基本方針改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「やまなし女性の知恵委員会」設置 ・「山梨県男女共同参画企業懇話会」開催
		2008	H20	・「女性の参画加速プログラム」策定	
		2009	H21	<ul style="list-style-type: none"> ・「DV相談ナビ」開始 ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・「育児・介護休業法」改正（子育て中の短時間勤務制度等の義務化、子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進、介護休暇の新設） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第2次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定 ・男女共同参画課を県民生活・男女参画課と改称 ・男女共同参画推進センターに指定管理制度を導入

	世界の動き	西暦	和暦	日本の動き	県の動き
	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」(H23.1 発足予定)の最高責任者に初代前チリ大統領のミシェル・バチエレ氏決定	2010	H22	・「改正育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画審議会「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」答申 ・「第3次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施
	・「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（略称：UN Women）」正式発足	2011	H23		・「第3次山梨県男女共同参画計画」策定
	・「日本再生のための政策OECDの提言」を公表（日本の将来にとって最も重要な分野の一つに男女格差の是正を挙げる）	2012	H24	・「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定 ・第46回衆議院議員選挙（女性議員数38、女性比率が7.9%と2003年衆院選以来の減少） ・第1回「カエルの星」を認定 ・女子大生を対象とした「働こう！なでしこ学生サミット」を開催 ・男女共同参画局Facebookページ開設（H25年2月）	・「企業における男女共同参画実践活動支援事業」開始 ・「地域における男女共同参画支援事業」開始
	・第58回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）	2013	H25	・「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」策定 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・「DV防止法」改正（生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適応対象） ・「ストーカー規制法」改正（電子メールを送信する行為の規制、禁止命令等を行うことができる公安委員会等の拡大、被害者の関与の強化）	・「第3次山梨県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」策定
	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」議決案採択（北京+20）（ニューヨーク）	2014	H26	・「日本再興戦略」改定2014に「『女性が輝く社会』の実現」が掲げられる ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	・「やまなし企業子宝率調査」実施
	・第59回国連婦人の地位委員会（北京+20）（ニューヨーク）	2015	H27	・「子ども・子育て支援法」施行 ・「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「第4次男女共同参画基本計画」策定	・「男女共同参画に関する県民意識・実態調査」実施 ・「女性の活躍支援事業」開始
		2016	H28		・「女性の無料法律相談」開始
		2017	H29		・「第4次山梨県男女共同参画計画」策定

3 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)
改正 平成十一年 七月 十六日法律第百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画審議会（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取り組みが、国際社会における取り組みとも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置

前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措

置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画基本計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について

の基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要

な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所管業務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。
(以下 略)

4 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)
最終改正：平成十六年六月二日法律第六十四号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び基本計画

（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（第三条—第五条）

第三章 被害者の保護（第六条—第九条の二）

第四章 保護命令（第十条—第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取り組みが行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取り組みにも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をして

いないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び基本計画

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第四項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条及び次条第一項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（基本計画）

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 都道府県は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 主務大臣は、都道府県に対し、基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにすることができる。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。)の一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見し

た者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和三十二年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和三十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和三十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を

支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)によりその生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、前項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止

するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(被害者及び当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所がわからないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条の規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力により生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- 三 第十条第二項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時に於ける事情
- 四 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、配偶者からの身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力を含む。)に関して前三号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
- ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
- ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第三号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第四号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項の規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項の

規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項の規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第四号中「前三号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第三号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に

対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第六章 罰則

第二十九条 保護命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)

第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

5 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

目次

前文

第一章 総則（第一条・第四条）

第二章 基本方針等（第五条・第六条）

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）

第二節 一般事業主行動計画

（第八条—第十四条）

第三節 特定事業主行動計画（第十五条）

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（第十六条・第十七条）

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（第十八条—第二十五条）

第五章 雑則（第二十六条—第二十八条）

第六章 罰則（第二十九条—第三十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍

に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取り組みを実施するとともに、一

般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関し、当該取り組みの実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

- 第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。
 - 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
 - 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
 - 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、

職業安定法(昭和二十二年法律第四百一十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みを実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を

求めることができる。第十三条公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取り組みを実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
 - 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
 - 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みの実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みに資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取り組みに関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みが効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取り組みについて協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密

については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一第二十号の二十五の次に次の一号を加える。

二十の二十六女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

6 山梨県男女共同参画推進条例

平成十四年三月二十八日公布・施行
平成十四年山梨県条例第一号

目次
前文
第一章 総則（第一条―第十条）
第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第十一条―第二十条）
第三章 性別による権利侵害の禁止（第二十一条）
第四章 山梨県男女共同参画審議会（第二十二条・第二十三条）
第五章 雑則（第二十四条）
附則

すべての人は、法の下に平等であり、個人として尊重されなければならない。

山梨県においては、これまでも、国際社会や国内の動向を踏まえ、性差別をなくし、男女平等を実現するための様々な取り組みを進めてきた。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行などが依然として根強く残っている。

また、少子高齢化、情報化、国際化の進展など、社会経済情勢が急速に変化する中で、私たちの山梨を豊かで活力あるものとしていくためには、県民一人ひとりがお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現することが、緊要な課題となっている。

このような認識に立ち、私たち山梨県民は、ここに、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機

会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、男女の生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を妨げることがないように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画の推進に関する取り組みが国際社会における取り組みと密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第八条 県は、第三条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県民、事業者、国及び市町村と連携し、及び協力して前項の施策を実施するものとする。

（県民の責務）

第九条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない

(事業者の責務)

- 第十条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活等における活動とを両立して行うことができる職場環境の整備その他の男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

- 第十一条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- 二 前号の大綱に基づき実施すべき男女共同参画の推進に関する具体的な施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- 5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置)

- 第十二条 県は、広報活動等を通じて、男女共同参画についての県民及び事業者の関心と理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

(教育及び学習の促進)

- 第十三条 県は、学校、地域、家庭等における教育及び県民の学習の機会において、男女共同参画に関する教育及び学習の促進のために適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画推進月間)

- 第十四条 県民及び事業者の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画推進月間を設ける。
- 2 男女共同参画推進月間は、六月とする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいる県民、事業者等の表彰その他の男女共同参画推進月間の趣旨にふさわしい事業を行うものとする。

(苦情の処理及び相談への対応)

- 第十五条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての県民又は事業者からの苦情の適切な処理のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 県は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為についての県民又は事業者からの相談に対して、関係機関と協力して適切に対応するよう努めるものとする。
- 3 第一項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、山梨県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(県民等の活動に対する支援)

- 第十六条 県は、県民、事業者又は市町村が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、人材の育成その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進)

- 第十七条 県は、自営の農林業、商工業等において、男女が経営における役割を適正に評価されるとともに、男女が自らの意思によって経営及びこれに関連する活動に共同して参画する機会を確保するための就業環境の整備を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第十八条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

- 第十九条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な調査研究を行うものとする。
- 2 知事は、必要があると認める場合は、県民及び事業者に対し、男女共同参画の状況に関する調査について協力を求めることができる。

(男女共同参画の推進状況等の公表)

- 第二十条 知事は、毎年、男女共同参画の推進の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施の状況を取りまとめ、公表するものとする。

第三章 性別による権利侵害の禁止

- 第二十一条 何人も、男女共同参画を阻害する次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 個人の生活の環境を害する性的な言動又は性的な言動に対する個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）又は過去において配偶者であった者に対する身体的苦痛又は著しい精神的苦痛を与える暴力的行為

第四章 山梨県男女共同参画審議会

(山梨県男女共同参画審議会)

- 第二十二条 基本計画に関する事項その他男女共

同参画の推進に関する重要事項について知事の諮問に応じ調査審議し、又は知事に建議を行うため、山梨県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 審議会は、委員十五人以内で組織する。
- 3 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の十分の四未満とならないものとする。
- 4 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 8 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 9 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 10 会議は、委員の二分の一以上が出席しなければ開くことができない。
- 11 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部 会）

第二十三条 審議会に、部会を置き、第十五条第三項に規定する事項の調査審議（答申を除く。）の一部を行わせることができる。

2 部会は、審議会の指名する委員三人をもって構成する。

第五章 雑 則

（委 任）

第二十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に策定されている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であって、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により策定された基本計画とみなす。

（附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 附属機関の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。〔次のよう〕略

基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

責 務

県

基本理念を踏まえた施策の総合的な策定、実施

県 民

あらゆる分野において男女共同参画の推進に寄与

事業者

職業生活と家庭生活等の両立が図れるよう職場環境を整備

男女共同参画審議会

基本的施策

- ・基本計画の策定
- ・県民及び事業者の関心と理解を深めるための措置
- ・教育及び学習の促進
- ・男女共同参画推進月間
- ・苦情の処理及び相談への対応
- ・県民等の活動に対する支援
- ・自営の農林業、商工業等における就業環境の整備の促進
- ・財政上の措置
- ・調査研究
- ・男女共同参画の推進状況等の公表

性別による権利侵害の禁止

- ・セクシュアル・ハラスメント
- ・配偶者間等における暴力的行為

男女共同参画社会の実現

7 山梨県男女共同参画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画社会づくりに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、山梨県男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の構成)

第2条 本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長には知事を、本部長代理には副知事を、副本部長には県民生活部長を、本部員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部会議)

第3条 本部会議は、次の事項を協議する。

- (1) 男女共同参画の推進に係わる基本的かつ総合的な計画の策定に関する事。
- (2) 男女共同参画の推進に係わる施策の総合調整に関する事。
- (3) その他男女共同参画の推進に関する事。

2 本部会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

(幹事会)

第4条 本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表2に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

- (1) 本部会議に付議する事項の整理及び本部会議から指示された事項の調査・検討に関する事。
- (2) 男女共同参画推進員として各部局間の関連施策の調整・推進に関する事。
- 3 幹事会に幹事長を置き、県民生活部次長をもって充てる。
- 4 幹事会は幹事長が招集し、掌理する。

(部会)

第5条 本部に次の部会を置く。

2 部会は、別表3に掲げる職にある者をもって構成し、次の事項を所掌する。

幹事会に付議する事項及び幹事会から指示された事項の調査・検討に関する事。

3 部会に部会長を置き、県民生活・男女参画課総括課長補佐をもって充てる。

4 部会は部会長が招集し、掌理する。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、県民生活部県民生活・男女参画課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、副本部長が別に定める。

附則 この要綱は、平成10年4月22日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成14年7月12日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月19日から施行する。

この要綱は、平成19年5月11日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1 (本部の構成)

本部長	知事
本部長代理	副知事
副本部長	県民生活部長
本部員 16名	公営企業管理者、教育長、警察本部長、総合政策部長、リニア交通局長、総務部長、防災局長、福祉保健部長、森林環境部長、エネルギー局長、産業労働部長、観光部長、農政部長、県土整備部長、会計管理者、林務長

別表2 (幹事会の構成) 19名

<p>1 県民生活部次長</p> <p>2 総合政策部次長、リニア交通局次長、県民生活・男女参画課長、総務部次長、防災局次長、福祉保健部次長、森林環境部次長、エネルギー政策推進監・企業局次長、産業労働部次長、観光部次長、農政部次長、県土整備部次長、出納局次長、教育次長、警察本部警務部参事官、議会事務局次長、人事委員会事務局次長、労働委員会事務局次長、</p> <p>※次長が複数置かれている部の次長にあっては、当該部の部長が指定する者とする。</p>
--

別表3 (部会の構成) 35名

<p>1 県民生活・男女参画課総括課長補佐</p> <p>2 政策企画課、広聴広報課、消費生活安全課、生涯学習文化課、人事課、行政経営管理課、防災危機管理課、福祉保健総務課、健康長寿推進課、子育て支援課、障害福祉課、医務課、衛生薬務課、健康増進課、森林環境総務課、エネルギー政策課、産業政策課、商業振興金融課、企業立地・支援課、労政雇用課、産業人材育成課、観光企画課、国際観光交流課、農政総務課、農業技術課、耕地課、県土整備総務課、企業局総務課、教育委員会総務課、義務教育課、高校教育課、社会教育課、スポーツ健康課、警務部警務課企画室の総括課長補佐、課長補佐等の職にある者のうち1名</p> <p>なお、課長補佐が複数置かれている課の課長補佐にあっては、当該課の課長が指定する者とする。</p>

8 山梨県男女共同参画審議会委員名簿（第8期）

任 期：平成28年5月14日～平成30年5月13日

天野 洋子	自営業	
飯室 元邦	山梨県中小企業団体中央会 副会長	会長
井尻 真理子	会社員	
牛奥 久代	山梨県女性団体協議会 会長	会長代理
岡村 美好	山梨大学工学部 准教授	
小田切 進	造園業	
小田切 陽一	山梨県立大学看護学部 教授	
久保寺 成典	連合山梨 副会長	
齊籐 節子	ぴゅあネットやまなし 会長	
榊原 俊二	公立小中学校長会 副会長	
芝垣 玲子	笛吹市男女共同参画推進委員会 委員長	
納見 景子	山梨きら星ネット 副会長	
樋口 高子	富士川町男女共同参画推進委員会 委員長	
樋田 明	自由業	
堀内 寿人	弁護士	

(50音順)